

第一類 第九号)

第一百二十九回国会 衆議院

商工委員会

議録第十二号

(一四八)

平成三年四月十二日(金曜日)  
午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 奥田 幹生君

理事 逢沢 一郎君

理事 甘利 明君

理事 佐藤謙一郎君

理事 竹村 幸雄君

理事 森本 晃司君

理事 加藤 卓二君

木村 義雄君

齊藤斗志二君

田辺 広雄君

議官 松本 英昭君

商工委員会調査 室長 松尾 恒生君

中小企業庁長官 高橋 達直君

中小企業部長 小規 江崎 格君

建設大臣官房審 内藤 黙君

農林水産大臣官 赤木 壮君

房審議官

自治大臣官房審

松本 英昭君

高橋 達直君

内藤 默君

江崎 格君



律の特例に関する法律案

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法

案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備

の促進に関する臨時措置法の一部を改正する

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

法律案

〔本号末尾に掲載〕

て御説明申し上げます。

内外の経済的事情の変化の中で、我が国の輸入

特をすることを目的とするものであります。

今回の中止においては、最近の我が国小売業及

び食品流通をめぐる環境の変化等に対応して、以

下御説明する二つの施設を民活法の対象施設に追

加するほか、所要の規定整備を行つたため、本法律

案を提案した次第であります。

第一は、小売業の高度化を図るために、小売店

舗と一体的に設置され、顧客の利便の増進を図る

ための施設、地域住民の生活の向上を図るための

施設等を備えた商業基盤施設であります。

第二は、食品の生産及び流通の円滑化並びに消

費の改善を図るために、卸売市場または食品小売

店舗と一体的に設置され、交流施設、共同利用業

務用施設等を備えた食品商業基盤施設であります

す。

最後に、中小小売商業振興法の一部を改正する

法律案につきまして御説明申し上げます。

近年、中小小売商業者は、消費生活様式の高級

化、多様化あるいはまた交通体系、都市構造の変

化等が進む中で、業態間競争や都市間競争が激化

するなど厳しい経営環境に直面しております。中

小売商業者がこのような状況に円滑に対応でき

るよう、中小小売商業者の近代化、高度化に向けて

の努力に対する支援を強化する必要があります。

本法律案は、このよきな観点から、中小小売商

業振興法の一部を改正しようとするものであります。

第一に、助成の対象となる高度化事業の範囲を

拡大して、店舗の集団化、電子計算機を利用した

経営管理の合理化、商店街整備等の支援の各事業

の追加等を行います。

第二に、高度化事業実施の円滑化のための助成

金による特定商業集積に対する債務保証

等の業務追加等を規定することとしております。

次に民間事業者の能力の活用による特定施設の

整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する

法律案につきまして御説明申し上げます。

いわゆる民活法は、経済社会の基盤の充実に資

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいま

すようお願い申し上げる次第でございます。

○奥田委員長 次に、加藤繁秋君。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調

整に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕



ることは、御指摘のとおりよくわかつておる次第でござります。今回の対策がこうした現状変化を克服するべく、中小売商業者が行います企業体质をます強化しなければいけない、それから商店街の活性化等の前向きの自主的努力を強力に支援していくというのがその構えなのでござります。

今回私どもが提案させていただいている法改正案におきましても、この点については現状どおりを維持して、面積調整につきましては従来どおり対応してまいる所存でござらでございまます。

ろしく、重ねてひとつその所信のほどをお聞かせいただきたいと思います。

問題、トラブルを引き起こすものになるのではないか、このように心配しておりますが、このことについて、どの程度までのことを説明と言ふのか、お聞きしたい。

それからもう一つは、地元の説明というのは行政区画のことと言うのか、または、広域商調協ありますたような、そういう販売シェアというのですか、そういうものの言うのか、そのことをお聞きしたいと思います。

議の答申におきましても示されているところでございますが、このためにも、御審議をいただきたいと消費生活に密着いたしました魅力のある商店街・商業集積づくりのための支援拡充を図るとともに、個々の店舗の改裝等に対する支援につきましても意を用いているところでございます。また、個々の中小小売商業者が既存の事業を廃止し、新たな事業展開を目指す事業転換や事業の多角化を行う場合には、これを支援するため低利融資制度を創設したところであることは、御案内のとおりでございます。

たよう、店舗改装だとかいろいろなことを言わ  
りますが、なかなか——いろいろなことをやつ  
みました。いろいろなことをやってみましたが、  
ども、最終的に残ったものは自分の土地があつて  
そこに自分の店舗を持っておった者、これは細々  
として経費がかかりませんから商売をやってい  
ます。しかし、市場だとかそういうところに入つ  
ておった者は、出てくることによつてもう全く意  
気が阻喪してしまいまして、いろいろな法を講じ  
ても実際なし得ないというようなこともあること  
をひとつわかつていただきたい。

たが、商店街における店舗基盤充実の整備に必要な土地等の譲渡に対する譲渡所得の特例や組合等による空き店舗対策に対する高度化融資を新たに創設することいたしましたが、これらの措置は、やむなく廃業に至る場合の対応の円滑化にも資するものと考えておる次第でございます。

小糸屋さんても立派な錦店のお店をありますし、また地方に行きましたら、お好み焼きを焼いている方もありますし、たこ焼きを売っている方もいるのです。そんな方を対象にせよとは私は言いませんが、しかし、上だけ見ないで本当の底辺の小売屋をよく眺めていただいて、大店法を改正することはこんなに簡単なものじやないのだ、今申し

○田辺(庄)委員 今御答弁を聞きましたが、問題の面積をだんだん広くして、実質的には大店法の改正だといいながら廃止につながるような気がするのですが、その点、明確に御答弁をお願いします。

上げたように米の自由化と一緒になんだといふやうなことをわかつていただきたいから、あえて私は申し上げておるので。そのことを御理解いただければ、今後いろいろな検討の事項がありますが、二年後にまたこれが前進するような検討であつたら大変なことになる、私はこう思つております。過去におきましても、今まで私どもは、不思議なものに金が出るなど思つておつたことはたくさんあるのです。しかし、このことに金を出すことは私は決してむだでもないし、本当に救うべき大切なものだと思いますので、大臣、今後ともよ

ろしく、重ねてひとつその所信のほどをお聞かせいただきたいと思います。

問題、トラブルを引き起こすものになるのではないか、このように心配しておりますが、このことについて、どの程度までのことを説明と言ふのか、お聞きしたい。

それからもう一つは、地元の説明というのは行政区画のことと言うのか、または、広域商調協ありますたような、そういう販売シェアというのですか、そういうものの言うのか、そのことをお聞きしたいと思います。

さっているかと思います。  
一年後の見直しということもござりますけれども、二年後だからいいのだ、見直せばいいのだと、いうような心構えではなく、それだけに、予算の面やその他の税制の面やそれそれの面におきましても、私ども、手厚くこの問題を考えていくと、したことから、今年度の予算を見ましても、中小企業の問題に対しては我々自体は相當に手厚くしたつもりでございますけれども、なおかつ、委員の気持ちを体しまして、これにて万全を期していくような方向づけだけは万遺漏なきようになっていきたいものだというふうに考えておる次第でござります。

○田辺(広)委員 まことにありがとうございます。  
た。今後ともに、大臣にはひとつしっかりとお願いをしたいと思います。実はこの前、前大臣にもお願いしまして、とにかく廃止ということは絶対ないのだという確約までいただいておりますので、その点、ひとつよろしく御理解をいただきたいと、思います。

○坂本(吉)政府委員 お答え申し上げます。  
ただいま委員御質問の新しいシステムにおける  
地元説明につきましては、現在、いわゆる事前説  
明ということで、出店しようとする大型店が地元  
の商店街を中心とする地元商業者の皆様に出店内  
容その他を御説明することを指すわけでございま  
すけれども、まず基本的な認識といたしまして、  
説明をすればもつて足りるという言葉のあやみた  
いなものがございますが、従来、地元との合意と  
いうものを要求しているところが多くございまし  
て、それが行き過ぎた現象も各地で起こっておつ  
たわけでござります。そういう点で、実質的な調整  
と説明とを分離する必要があるだろうということ  
とで、昨年五月三十日に導入いたしました運用適  
正化措置におきましては、地元の合意までをも要  
求するものではないという趣旨のことをはつきり  
させたわけですが、さればといつて、おざなりな説明会を設けて話をしたらそれで  
終わりというようなことでは、そういう趣旨のも  
のでは決してございませんで、大型店を出店いた

○田辺(広)委員 まことにありがとうございます。  
た。今後ともに、大臣にはひとつしっかりとお願い  
をしたいと思います。実はこの前、前大臣にもお願い  
願いしまして、とにかく廃止ということは絶対な  
いのだという確約までいただいておりますので、  
その点、ひとつよろしく御理解をいただきたいと  
思います。

次に、大店法改正によっての出店調整手続につ  
いても、二つ尋ねます。

整と説明とを分離する必要があるだろうということとで、昨年五月三十日に導入いたしました運用適正化措置におきましては、地元の合意までを要するものではないという趣旨のことをはつきりさせたわけでございますけれども、さればといって、おざなりな説明会を設けて話をしたらそれで終わるというようなことでは、そういう趣旨のものでは決してございませんで、大型店を出店いたしましてその地域に受け入れてもらうためには、将来の円滑な商売ということを考えますと、可能

してお尋ねいたしました  
建物を設置する届け出から小売業者の届け出まで  
の四ヵ月に地元の説明会が行われることになつて  
ております。しかし、最近私が立ち会つた経験に  
てお尋ねいたしました

将来の円滑な商売ということを考えると、可能な限り地元の皆様の理解を得るべく努力をするというのがビジネスとして当然の前提であろうかと思つておるわけでございます。したがいまして、

よりますと、説明すればよいという考え方で、通り一遍の説明に終わっていることがあります。出

合意をとらなければ説明が終わつたとはしないといふのも、これまた一方において行き過ぎたところ

店者もそのように考えられがちです。しかし、理解をされないような説明というものは本当の説明でないつまらない、何の二三事も、

るもござりますので、そういうことの兼ね合いで、限られた期間ではござりますけれども、地元の商業者の皆様の理解を得るべく最大限の努



というものがこの街にあるのだということを認識して、その後の店舗展開その他商業施設の展開と、いうものを行ってもらうよう期待はいたしておるところでございます。ただ、これに対して新たなる規制をかけて、これ以外の地域には出店してはいけないというようなことを強制することは、また一方における大店法の規制緩和という要請にも相反することになりますので、私どもいたしましては、できるだけこういったものの基本的な構想を大型店がしんしゃくをしてもらって、一種の町の雰囲気と申しますかコンセンサスと申しますか、そういうものを頭に置いて出店をしてもらうということを強く期待をいたしているところでございます。

そういう意味で、立地につきまして、新たに特別の規制、調整をするということは、新しい体系の中においてもこれを避けたいものというふうに考へているところでございます。

○田辺(広)委員 今ちょっとお尋ねしましたが、

入ってくる方はどうですが、そこにおつたスバ

ー、大店舗が出ていく場合に、自由に出ていけるのかどうかということをお聞きしたいと思いま

す。

○棚橋政府委員 お答えいたします。

特定商業集積法を御審議いただき、それが成立いたしました場合に、これからいろいろな事案が出てくると思いますので一概には言えませんが、市町村が基本構想で立地の場所あるいは構成には大店舗がに入る場合もありますれば小売商業だけでは商業集積を図る場合もありましょう、いろいろのケースがありますが、そこで参加される、仮に大店舗も入り小売商業も入るというケースを想定しますと、その場合に、やはり皆さんでお話しになつて、立派な街づくりの観点も兼ね備えた高度商業集積を考えるわけですから、そこで当然十分に競争力があり、顧客のニーズにこたえられる商店街になつていくものと期待をするわけでございます。

もとより、参加をする、あるいはそこから抜け

出すということは、これはもう自由経済ですから自由ではありませんけれども、参加して途端にすぐ一方における大店法の規制緩和という要請にも相反することになりますので、私どもいたしましては、できるだけこういったものの基本的な構想を大型店がしんしゃくをしてもらって、一種の町の雰囲気と申しますかコンセンサスと申しますか、そういうものを頭に置いて出店をしてもらうということを強く期待をいたしているところでございます。

そういう意味で、立地につきまして、新たに特別の規制、調整をするということは、新しい体系の中においてもこれを避けたいものというふうに考へているところでございます。

○田辺(広)委員 お答えいただきたいと思いま

す。

○棚橋政府委員 お答えいたしましたが、

それから、商業集積法のことについてですが、

これは三大臣によって基本指針を作成し、市町村

において計画し、都道府県にて認められる、この

商業集積整備に自治省として今後その支援対策はどうされるか、お尋ねをしたいと思います。

○松本説明員 お答えいたしました。

自治省といたしましては、今回の特定商業集積

問題で申しわけないのでですが、その地域との契約

だとか話合いとか、そうしたものを一つはや

り方法的に残すべきではないかと私は思いま

す。

以上で今の質問は終わります。

それから、商業集積法のことについてですが、

これは計画的なものであって、その実施をするに当たっては、やはり私権制限だとかいろいろなも

のが出てくると思いますが、それをどういうふう

に処置されるのか、区画整理でやられるのか、ま

た都市再開発でやれるのか、その辺のところがちょ

つとわかりませんので、お聞きしたいと思いま

す。

○内藤(勲)政府委員 御質問は、主として既存商

店街の活性化ということに絡めたことだと思います

が、多くの既存商店街は土地利用が非常に稠密

な状況でございまして、再開発とか道路をつくる

のが非常に難しい状況でございます。しかしながら、このたびの大店舗法の動きの中で、既存の商

店街を活性化しなければいけないという動きは非

常に出てきたと思います。そのための都市計画的

な観点からの手法といたしましては、従来の土地

区画整理法とか再開発法の活用、そういう形で事

業を進めていくことにならうかと思います

が、いずれにいたしましても、高度商業集積の法

律をつくりまして、三省協力体制のもと、三省が

適切な役割分担のもとで基本方針をつくり、市町

村に基本構想をつくつていただく、そういうこと

に基づきまして各種の施策を進めてまいりたいと

思っております。具体的には、従来の公共事業の

充実をございますし、駐車場の整備あるいはその

地域の環境づくりのための景観、アメニティー対

策としての新しい補助制度などを考えておりま

す。

○奥田委員長 加藤繁秋君

○加藤(繁)委員 私、先ほど大規模小売店舗法の一

部改正について提案したのですが、今から幾つ

かお伺いをしたいのですけれども、そのお伺いす

る立場として、法律というのは一体だれのために

つくるのかということ、これはやはり真剣に考え

なければいけないのじやないか。そして観念とし

て最初に規制緩和ということを考えるのじやなし

に、流通業界という実態に即して、現在ある中小

小売商あるいは大規模小売店舗、そういう全体

の中で一体どういう行政が求められているか、そ

の求められている行政が法律化するのが今回の改

正でなければいけない、こういう立場で、私は幾

つか今から申し上げてみたいと思うのです。

○第一類第九号 商工委員会議録第十二号 平成三年四月十一日

業者が周辺の中小小売業者に対し競争条件が優位に立つこととなり、これを放置すると周辺中小小売業者が經營難に追い込まれ、それが小売業全体の秩序を混乱に陥れるおそれがあるので、これら大規模小売店舗の周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図ることを直接的な目的としている。これについて、現在も相違ないか、確認のためお伺いしたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 相違ございません。

○加藤(繁)委員 ありがとうございます。

それじゃその次、第八十五回の商工委員会で、

これは五十三年ですから大店法の法改正ですね、

その法改正のときの島田政府委員が答えていた中

で、現行、つまり現行というものは五十三年當時で

すが、現行大店法の店舗面積に関する勧告の限度

といふのは、法律的に申しますと、周辺の中小小

売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれ

があると認められるとき、そのおそれを除去する

ために必要な限度内であるならば特に制限はない

と考えております、したがいまして、個別ケース

に即して言えば、極限として個別小売事業者の店

舗面積をゼロとすることも可能であるというふう

に考へているわけでございますと。これは間違ひ

ないです。

○坂本(吉)政府委員 現在もそのように考へてお

るところでございます。ただし、この場合におきま

して、第一種小売店舗または第二種小売店舗ら

よくな勧告はできない。したがって、そこに入居す

る小売業者の店舗面積については、極限までい

つた場合にゼロがあり得る、こういう前提におき

まして、当時の島田政府委員が答えましたことを

そのとおり確認するところでございます。

○加藤(繁)委員 もう一つだけ確認させてもらいたいのですが、私、昨年の国会で大店法を質問さ

せてもらったのですが、そのときの山本政府委員の答弁の中で、いわゆる出店抑制地域ですね、相

当水準に達しているところ、これは昭和五十七年

の通達の中では出てきているのですが、その問題について特定市町村であるかどうかの判断基準は、私どもとしては現在のところは基本的な考え方

は、基準は従来と同じものをもって判断してい

く、その点は変わりございません、こういふう

に枠は残すという回答をいたいでいるのです

が、今回の改正についてもこの答弁どおりと考え

てよろしいかどうか、お伺いします。

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘の先国会における山本前審議官の答弁でござりますけれども、御

高承のとおり昨年五月三十日に導入いたしました

運用適正化措置の実施に当たりましてのいわゆる

特定市町村というものについてその基本的な枠組みを残すという趣旨について答弁をいたしたもの

でございます。

しかしながら、その後私どもいたしましては、大店法をめぐる諸般の情勢にかんがみ、また

内外の要請というものを考慮して、本法案のあり

方及びその運用のあり方におきまして抜本的な検討をしてまいったところでございますと、産業構

造審議会また中小企業政策審議会、この合同会議

におきまして特に手続の明確性、透明性というも

のに関しまして検討を行ったところでござります

が、昨年十二月にいたしました中間答申におきましても、全体の仕組みを、出店調整処理手続の

開始時点を法三条の届け出から行うということにいたしましたところでございます。特定市町村につきましても、現行の事前説明が終わるときまでに当

該市町村から意見を表明してもらうということだ

ったわけでございますけれども、私ども新たに考

えております仕組みにおきましては、三条届け出

理由でございます。

○加藤(繁)委員 そのときの河本国務大臣の提案

理由には「わが国の小売商業は、事業所数で約百

六十万、就業者数で約五百六十万人とわが国経済

の中で大きな比重を占めていますが、その大部

分はきわめて零細であり、百貨店、スーパー、シ

ョッピングセンター等の大型店の進出によつて著

しい影響を受ける場合が少なくありません。」こう

いうふうに提案理由を説明しているのです。つま

り、当時の状況として中小小売業に大変影響が大き

い、その影響を何とか防ぐということで法改正

が行われたというふうに理解してよろしいです

すが、昭和五十三年に大店法の一部改正が行われているのですが、そのときの柱は、出店の窓口規制、大手小売業に対する個別指導、商調協の機能

強化、生協、農協の店舗に対する規制の四項目、これが中心的目的になるわけですから、このときの改正の目的と理由、それをお聞きしたいと思

ます。

○坂本(吉)政府委員 当時の背景でござりますけ

れども、経済としては一種の基調の変化ともいいうべきものが生じて、安定成長長期に入ったと申しますか、そういう点で消費が伸び悩み、あるいは購

買パターンが変化するというようなことで急速に環境が厳しさを増したということが一つあったか

と存じます。そのことによりまして、大型店と小売業、小売店との調整というものが大変厳しさを

増しておったということが一つございまして、特に当時のいわゆる基準面積というものが千五百平米

買パタンが変化するというようなことで急速に環境が厳しさを増したというものが各地において

ございました。そのことによりまして、大型店と小売業、小売店との調整というものが大変厳しさを増しておったということが一つございまして、特に当時のいわゆる基準面積というものが千五百平米

買パタンが変化するというようなことで急速に環境が厳しさを増したというものが各地において

ございました。そのことによりまして、大型店と小売業、小売店との調整というものが大変厳しさを

増しておったということが一つございまして、特に当時のいわゆる基準面積というものが千五百平米

の成果についてお伺いしたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 そのとおりございます。

○加藤(繁)委員 もう一つお伺いしたいのです。が、今度は昭和五十七年、五十九年に、ともにい

て大店抑制地域を設けて、その地域内における

三条の受け付けを窓口ですぐには受理しない、こ

れが、今回の改正についてもこの答弁どおりと考

えます。

○坂本(吉)政府委員 この点につきましてその背

景を申し上げますと、昭和五十五年前後におきま

して大変大型店の出店が増加いたしました。そ

ういう出店をめぐる摩擦、いうものが各地において

頻発するという環境を迎えたわけでございます。

も、このときの目的、そして理由は一体何だった

かをお伺いしたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 この点につきましては、中小小売

業の方からこの法の規制の強化、特に例え許可

しといういわゆる大店法の規制強化という声が大

き高まつたわけでございます。

そこで、私どもいたしましては、大店法の行

政手法、いうものの枠組みは基本的に維持しながら

規制をする規模を拡大するということで、いわゆる

建物の範囲を千五百平米から五百平米に拡大いた

しました。そのためございまして、その点に関する調整を

したわけですが、その意味で少し規

定をする規制を強化するということでございました。

建物の範囲を千五百平米から五百平米に拡大いた

しました。そのためございまして、その点に関する調整を

したわけですが、その意味で少し規

私たちもいたしましては、ただいまの御説明申し上げましたとおり、この大店法の枠組みを維持しながら、また御指摘の第一条の法目的に立脚しながら、あるときはこの法制を抜本的に変えて許可制を導入すべしという声に呼応しつつ、また一方において行き過ぎた出店ラッシュによって地方の小売商業に不測の損害を与えるということを未然に防止しつつ、かつまた背景といったしましては何とかその中でも需要の多様化と申しますか、そういった時代の流れというものにも配慮をしなければならないという幾つかの矛盾する要請の中で、基本的にこの大店法の枠組みを維持しながら対応してまいりたと思つております。

先ほど来御指摘のいろいろな各時点時点における措置によりまして、やはり規制を強化する方向

で運用いたしました場合には出店数といふのはそ

の翌年あたりから漸減の傾向をたどつておるこ

とでございますし、そういう意味では、過剰な規

制は避けつつも、そのときどきの社会的な要請と

いうものに運用を通じてこたえ得たのではないか

といふように自負しているところでございます。

○加藤(繁)委員 私、今の成果について

は不満なんです。といいますのは、一番の目的は

第一条、私一番最初にお話ししたとと思うのです

が、つまり中小小売商の適正な機会を確保する、

この目的に向かって進んできたと思うのですか

ら、それでは、こういうふうに改正して、また通

達を出してやつてきた、そしてその中で中小小売

商はこういうふうに機会を確保できたのです、こ

れが成果の第一の基準にならぬきやいけないと思

うのです。したがつて、これについてどうなった

かというのをお伺いをしたいということ。

それから、五十三年の改正のときには、調整を

しなきやいけないという、つまり大型店と中小と

たけれども、いろいろな方から許可制を導入すべ

きだという声も上がってきたということ、つまり

それは裏返すと紛争が大きいということじやない

た後、先ほど申しましたような規制をさらに強化

影響を受けたかといふ点でございますが、確かに

行き過ぎた出店ラッシュというものがございま

す。

また、第二点の規制によって出店数がどうい

ます。

私は、さういふふうに考えておるところでございま

す。

かと思うのです。したがつて、成績というふうに申し上げましたとおり、この大店法の枠組みを維持しながら、また御指摘の第一条の法目的に立脚しながら、あるときはこの法制を抜本的に変えて許可制を導入すべしという声に呼応しつつ、また一方において行き過ぎた出店ラッシュによって地方の小売商業に不測の損害を与えるということを未然に防止しつつ、かつまた背景といったしましては何とかその中でも需要の多様化と申しますか、そういった時代の流れといふものにも配慮をしなければならないという幾つかの矛盾する要請の中で、基本的にこの大店法の枠組みを維持しながら対応してまいりたと思つております。

先ほど来御指摘のいろいろな各時点時点における措置によりまして、やはり規制を強化する方向

で運用いたしました場合には出店数といふのはそ

の翌年あたりから漸減の傾向をたどつておるこ

とでございますし、そういう意味では、過剰な規

制は避けつつも、そのときどきの社会的な要請と

いうものに運用を通じてこたえ得たのではないか

といふように自負しているところでございます。

○加藤(繁)委員 私、後でお伺いしますけれど

も、紛争が鎮静化してきた。紛争が鎮静化してき

たならば、商調協による透明性とか、商調協によ

る不透明性などという理由が今回の提案理由にな

らないと思うのです。つまり、あの提案された理

由というのは、不透明な商調協があつて、それで

はそのことがどうなつたかということと、それで

大変大きくなつてきて、こういう中で規制を

したというのですから、したがつてこの規制の結

果その大型店の進出が減つたかどうか、この

あたりが、行政側としては目的に沿つて指導した

んだから、その目的が達成されたかどうかといふ

指標でなきやいけない、私はそう思うのですが、

まずその点についてどうかということと、それで

はそのことがどうなつたかということをお伺いし

たいと思います。

○委員長退席、甘利委員長代理着席

○坂本(吉)政府委員 第一点の、こういった規制

の強化の流れの中で中小小売商がいかなる対応を

してこられたかという点について申し上げます

と、なかなか画一的にこれを申し上げるのは難し

いところではございませんけれども、中小小売商の

ところにおきましても、やはりそれぞれ個店にお

いて、また商店街において新しい消費の需要とい

うものに対処しつつ、また新しい流れというもの

を吸収しながら近代化に努めてこられたものとい

うふうに思うわけあります。しかしながら、一

ことで商調協は廃止ということですから、したが

つて先ほど言われてきたことから言うと、紛争は

鎮静化してきたのですから、私は今度の商調協の

廃止というのは当たらぬというふうには思うの

ですが、ちょっと後でその点については触れたい

と思うのです。

今、成績というふうに私はお伺いしたのですけ

れども、なかなかよくわからないというところで

すね。そこで、よくわからないというところで、

今回規制緩和という方向が出されたのですが、し

かし今回見てみますと、これまで四十八年、四十

九年にかけてずっと規制を強化するという立場を

とつてきました。九〇年代のビジネスにおいてやや陰

りが出たかなと思つたら、今回の提案というのは

それをさらに踏み込んで、しかも自治省に対しても

を占めるべきかという点について長年にわたってその運用に努めてまいりました。私は、現在の時点で、総括と言つては僭越でござりますけれども、感想を述べさせていただきます。まず、いかがれども、規制を緩和しといふ要請があつたわけでござりますけれども、私どもいたしましては、この法制定の本来の趣旨、第一条の目的を強化あるいは規制を緩和しといふ要請があつたわけでござりますけれども、私どもいたしましては、この法制定の本来の趣旨、第一条の目的を強化し、立脚をいたしまして、ときどきの要請に可能な限り運用で対処するということで対処をしてまいりました。それは、問題につきまして、例えば委員御指摘の独自規制の問題につきましても、出店の凍結でござりますとか地元の事前合意を義務づけることといったようなこととか、法律の趣旨に反するような大変行き過ぎたものが地元において行われるということは是正をすべきであるということで、大臣申し上げましたとおり、常に大店法制定の原点に立脚をいたしまして、ときどきの要請に対処してきたものと考えておるところでございます。

○加藤(繁)委員 私、なぜこういうことをお聞きしますかといたと、行政というのは常にその場その場で、自分の役職が済んだらそれでいいんだ、こういうことで行われたのでは困るし、やはり一貫したもののがなければいけないということ。そうしますと、例えは今回の改正案の中で、時代の変化というのがあるのですけれども、それでは時代の変化ということが中小小売業者を守らなくともよいと思つておられます。

○坂本(吉)政府委員 そのような認識には立つておりません。

○加藤(繁)委員 それでは、その立場でこれから少し細かくお伺いをしていきたいと思います。

いう時代になつたかどうかなんです。そういう認識に立つておられるかどうかお伺いしたいと思つています。

大店法がありながら中小売業者は着実に減つてきているのは事実なんです、そうは言つてみても。現在でも百三十万の中小売商店で、四百五十五万人ぐらいで、小売販売額は大体五割だと言っているのですが、十四、五年前は七割ぐらい減つたのですけれども、その意味では大変大きな比重を占めている。そういう中で、減る速度とか、減るということについて、言葉は悪いのでは、それども着実に減つてきているのです。そこで、通産省として、その減る理由について、一体制改革が原因で中小売業者は減つてきているのかどうか、減るということについてお伺いしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 小売商業者の数のトレンドにつきましては、ただいま委員から御指摘のあつた動向でございますが、五十七年の商業統計まではふえてきておりまして、三年おきに商業統計をとっておりますけれども、その後六十年、六十三年と減少が続いているところでございます。特に零細企業についてはそういう傾向が激しいということは御趣旨のとおりでございます。

私ども、こういった事象の原因につきましては、最近の全体の社会経済構造の変化、消費者のニーズが多様化してまいりますし、また高度化し、いろいろなお店を希望する、あるいは消費者のライフスタイルが変化していく、車社会と言われるような交通体系あるいは都市構造が変化していく、そういうものもろとも社会経済構造の変化を反映したもののとうふうに認識をしているところでございます。

○加藤(繁)委員 私は、減つてきた理由というのには三つあると思いまして、一つは後繼者がいないということ。最近息子さんらが高学歴になりまして、中小売店の将来性などからやりたくないと思う。そういう指向が大変強くなつてきていているということ。それから二つ目は車社会ということです、従来は行動半径が五百メートルから一キロだったのですけれども、これが五キロ、十キロといふうに広がってきているという問題。そして三つ目には競争者の拡大が挙げられるのじやない

ら答弁を申し上げましたけれども、一方において消費者の利益に配慮しつつも、周辺の中小小売商業者の事業活動を適正に確保するということで、いわば調整の枠組みを決めた法律であるわけでござります。

しかし、その枠組みの中におきましても当然に他店との競争というのはあるわけでございまして、当該小売店につきましては他店との競争場裏にさらされているという状況でございますから、そうした枠組みのもとでも不斷にみずからの経営についての近代化の努力をしていかなければいけないという状態にあるわけでございまして、一般的に申し上げまして、大店法の存在が小売店の近代化をおくらせたなどとは当らないのではないかというふうに考えております。

○加藤(繁)委員 近代化というのは何を近代化といふのか、もちろん議論があると思うのですが、今私は大体意見が一致していますので、その延長線上でお聞きしますけれども、それじゃなぜ近代化がおくれたかという問題なんです。

私はいろいろ方に商店街の意見も聞くのですが、中小商店街、小売店の方の中で大変経営手腕もあるし、資金的にも一定はある方はいらっしゃるのです。しかし、そういう人がなぜ今おもしやつたような近代化をなかなかしくいかといふことについて、こういう意見が大変多いのですね。つまり、大型店が一体どこに立地するか、出でてくるか、これがわからない。つまり、思がけないときに思いがけない場所に出店をされる。そろそろと、今ここで自分の店をちゃんとやっているにして、前の道路もちゃんとやっている。そしてしかも品ぞろえできるような室内もちゃんとしよう、そういうことのために金をかける。通産省は補助金を出すよ、利子は安いですよと言うけれども、そのお金を借りて直した。そうしたら別のこところに大型店が来て、この商店街全体が衰退する可能性があるという不安がいつもあるのです。こういう意見が大変多いわけなんです。この点について通産省として、中小企業者にとって、近代化

おくれた理由、今私が申し上げたことについてどういう御所見があるか、お伺いしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 近代化がおくれた理由につきましては、やはり中小小売商業の場合には一般的に申しまして経営基盤が非常に脆弱であるということから、消費者の動向等に対応できないということから基本的には近代化がおくれている。これにつきましては、最近商店街につきましても非常に目覚めておりまして、情報化であるとかいろいろな設備の導入とかによりまして近代化を急ぐという事態が生じてきておりまして、私どもこれが大いに支援していくこうという考え方でございます。

私どもがいろいろと調査した結果などによりまして、大型店と共存共榮ができるケースとそれからなかなか難しいケースといろいろあるわけでございますけれども、一般的に申し上げまして、既存の商店街の近くに大型店が出てくるという場合には、商圈が広がってむしろプラスになるところが多い。しかし街外れとか郊外、そういうところが單独立地で出てこられる非常に困るんだ、こういうようなケースがございます。これは一定の大店法の枠組みの中での調整ということもありますようけれども、他方におきまして、やはり街づくりの観点からこういった全体の商業の振興といふものも考えていかなければなりません。そういうことになりますと、新しい今度の特定商業集積整備促進法などを基本といたしますれば、良好な都市形成という観点から今後望ましい商業集積ができるいくものというふうに期待をしているところでございます。

○加藤(繁)委員 その近代化がおくれた理由は、

規模が脆弱であったからおくれた。しかし、規模

が脆弱であつたから中小企業庁としては補助金を出したり、あるいは安い金利でお金を貸したりする行政をやつてきたのでしよう。それでもなおかつ、おくれてきたのですよ。だつたら、それは理由にならないじゃないですか。もしもあるとすれ

ば、中小企業庁としては対策が不十分でした、お言わなければいけないのですよ。そう言うのですが。

○高橋(達)政府委員 特に中小小売商業の場合には零細企業、例えば一人、二人の従業者の規模のところがほとんどである。というような事情から、その経営基盤が非常に弱いというふうに申し上げたわけでございますが、私どもとしては基本的に

そういう零細の企業に対しましては、一方で經營指導する、同時に經營資金を貸していく、この二本立てでやってきているわけでございますけれども、現在の時点から見てまいりますと、まだそ

の近代化の域が十分ではないということは残念な

がら申し上げざるを得ないのでございますが、今後さらに努力をいたしまして、そういう水準を上げていくよう努めをしてまいりたいと思います。

○加藤(繁)委員 私は、經營指導とかあるいは中

小売商の方にお金を貸すということをしても、

結局は先ほど言われたように共存共榮の問題でい

りますと、大型店が一体どこに位置するか、これ

が非常に大きな決め手になつてゐると思うので

す、現実問題としては、それは中小企業庁として

も全国を歩いてみればわかるでしょう。ゴーストタウンになつてゐるところ、あるいは繁榮しているところ、それはもう見たら一発でわかるのですよ。これはもう我々じやなしに実際仕事をしてい

る人が一番よく知つてゐるのです。

したがつて、我々はいわば大型店が、大型店

が来るのが絶対反対というのではなくて、どこに

位置するのかということ。やはり市町村あるいは都道府県がそのことについて、いや大体ここに持つてきますよ、したがつて、ここ地域について

従つて街づくりを一定任せすべきじゃないかというような改正案を出しているわけなんですね。そういう認識についてお伺いしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 おつしやるとおりだと存するものでございます。私どもは、その辺につきましては、小売商業の振興の観点はまさに四十八年におつくりいただきました中小小売商業振興法、現在改正法をお願いしておりますけれども、そ

ういった法律で振興するということでございます。

また、大型店との調整については調整法でござります大店法の、今回改正もお願いしておりますけれども、そういう法律で調整をする。さら

に今御指摘のございました市町村の中での街づくりという観点につきましては、新しい今回の商業

集積法によりましてそういう良好な都市形成の観点も含めてこの問題を実現していくか、かよう

うに考えていくところでございます。

○加藤(繁)委員 最初におっしゃるとおりだといふのは、社会党の出した案に賛成ですか。だつた

うのではありませんとおりだと思います。そういう意味で、調整の権限といふ

うのにつきましては都道府県及び通商産業大臣と

議院も含めてこの問題を実現していくか、かよう

うに考えていくところでございます。

○高橋(達)政府委員 趣旨はおっしゃるとおりと

いうことでございますが、やり方といたしまして

は、私どもとしましては、大店法の改正はあくま

でも調整の枠組みをつくるという問題でございま

すから、今委員のおっしゃつた街づくりの観点と

いうものはまた別の観点から新しい法律でやるべきであるというふうに考えていくところでござい

ます。

○加藤(繁)委員 それでは私が言つた、つまり市

町村が中心になつて街をどのようにつくっていく

か、市町村がお互い決めた中で、例えば大型店を

ここに位置づけようとかここに考えていく、そ

して街をつくつていこう、これについては大体同

じだということですね。

○坂本(吉)政府委員 街づくりという中で、商店

街あるいは商業集積というものが一定の役割を

果たすということにつきましては、ただいま長官

が申し上げましたとおり、私どもは御指摘のとお

りだと思っておるわけでございます。したがいま

して、御提案申し上げております商業集積特別措

置法におきましては、市町村が商業を中心とする

街づくりの基本的な構想をまず策定すべし。しか

しそれは、昨今の商圈の拡大あるいは需要範囲の

地域的な広がりというものを考えますれば、市町

村だけですべてが處理できるものではございません。したがいまして、その構想につきまして都

道府県の関与というもののもこの法律において考え

ているところでございます。

かようにその街づくりにつきまして、御指摘の

とおり市町村を中心として考えていくべきものと

は思いますけれども、しかしながら長官申し上げ

ましたとおり、調整につきましてはやはり地域的

な広がりと、いうものが数市町村にわたる場合も最

近では間々ございますし、市町村における調整と

いうものを原則にするのではもはや実態に合わないのではないかというふうに考えておるところでございます。

○加藤(繁)委員 最初におっしゃるとおりだといふのは、社会党の出した案に賛成ですか。だつた

うのではありませんとおりだと思います。そういう意味で、調整の権限といふ

うのにつきましては都道府県及び通商産業大臣と

議院も含めてこの問題を実現していくか、かよう

うに考えていくところでございます。

○高橋(達)政府委員 趣旨はおっしゃるとおりと

いうことでございますが、やり方といたしまして

は、私どもとしましては、大店法の改正はあくま

でも調整の枠組みをつくるという問題でございま

すから、今委員のおっしゃつた街づくりの観点と

いうものはまた別の観点から新しい法律でやるべきであるというふうに考えていくところでござい

ます。

○加藤(繁)委員 それでは私が言つた、つまり市

町村が中心になつて街をどのようにつくっていく

か、市町村がお互い決めた中で、例えば大型店を

ここに位置づけようとかここに考えていく、そ

して街をつくつていこう、これについては大体同

じだということですね。

○坂本(吉)政府委員 街づくりという中で、商店

街あるいは商業集積というものが一定の役割を

果たすということにつきましては、ただいま長官

が申し上げましたとおり、私どもは御指摘のとお

りだと思っておるわけでございます。したがいま

して、御提案申し上げております商業集積特別措

置法におきましては、市町村が商業を中心とする

街づくりの基本的な構想をまず策定すべし。しか

しそれは、昨今の商圈の拡大あるいは需要範囲の

地域的な広がりというものを考えますれば、市町

村だけですべてが處理できるものではございません。したがいまして、その構想につきまして都

道府県の関与というもののもこの法律において考え

ているところでございます。

かようにその街づくりにつきまして、御指摘の

とおり市町村を中心として考えていくべきものと

は思いますけれども、しかしながら長官申し上げ

ましたとおり、調整につきましてはやはり地域的

な広がりと、いうものが数市町村にわたる場合も最

近では間々ございますし、市町村における調整と

いうものを原則にするのではもはや実態に合わないのではないかというふうに考えておるところでございます。

○加藤(繁)委員 最初におっしゃるとおりと

いうことでございますが、やり方といたしまして

は、私どもとしましては、大店法の改正はあくま

でも調整の枠組みをつくるという問題でございま

すから、今委員のおっしゃつた街づくりの観点と

いうものはまた別の観点から新しい法律でやるべきであるというふうに考えていくところでござい

ます。

○加藤(繁)委員 それでは私が言つた、つまり市

町村が中心になつて街をどのようにつくっていく

か、市町村がお互い決めた中で、例えば大型店を

ここに位置づけようとかここに考えていく、そ

して街をつくつていこう、これについては大体同

じだということですね。

○坂本(吉)政府委員 街づくりという中で、商店

街あるいは商業集積というものが一定の役割を

果たすということにつきましては、ただいま長官

が申し上げましたとおり、私どもは御指摘のとお

りだと思っておるわけでございます。したがいま

して、御提案申し上げております商業集積特別措

置法におきましては、市町村が商業を中心とする

街づくりの基本的な構想をまず策定すべし。しか

しそれは、昨今の商圈の拡大あるいは需要範囲の

地域的な広がりというものを考えますれば、市町

村だけですべてが處理できるものではございません。したがいまして、その構想につきまして都

道府県の関与というもののもこの法律において考え

ているところでございます。

か、その中で大型店をどういうように位置づけるのかということをちゃんとやるべきじゃないか。

そうしないと、それは先ほど言ったようによく近代化がおくれたという理由から見て、どこに来るかわからぬものですから、それは幾ら通産省や中小企業庁がお金を出すといったって、そんなものは受けられませんよ。この問い合わせになかなか答えていないのじゃないかというふうに私は申し上げたのです。

したがって、街の中にどう大型店を位置づけるかということは新たな規制だということには当

らないと私は思うのです。どうしてそれが新たな規制になるかなんですか。お互いの街をお互いがつくる、しかもお互いが選んだ市町村で都道府県が考

えるのです。一体それのどこが規制になるかな

です。お伺いしたいのです。

○坂本(吉)政府委員 大変失礼いたしました。

私が、ただいま委員御指摘のボイントにつきまし

て、その構想をつくりました場合に、それ以外の

ところに例えば大型店が出てきたときにどうするか、そういう問題に対する直接的な答えとい

うのをいたそうと思ったわけでございますが、御指

摘のとおりやはり基本構想をつくるに当たりまし

て、どこにどういう大型店を考えるか、また中小

の商店街はどういうふうな発展をするべきかとい

うことが構想において検討されるということは當然あり得ることでございます。

ただ、私が申し上げたいと存じますのは、仮に

そういう構想を持ちましても、なかなか大型店が

そのまま構想どおり来ないといふこともございま

すし、また構想に對して、大型店がみずからビ

ジネスの観点から違う場所を選ぶというようなこ

ともござりますし、そういう点で、一種の、行

政的に何かを定めればそのまま大型店の行動がそ

れに必ず従うというようなことはないといふこ

とを申し上げたわけで、やはり構想に当たって、

大型店をどういった規模のものを考えるかとい

うなことは十分あり得ることだと思っておりま

す。

○加藤(繁)委員 そうすると、市町村や都道府県が集まって街をどうつくっていくのかという基本構想をついた場合、その基本構想は一体どこが

尊重するのですか、法的には、お伺いしたいと思

います。

○櫻橋政府委員 中小企業対策の觀点で中小企業

府長官、それから大店法の今回御提案申し上げて

おります規制緩和の面等については坂本商務流通

審議官で、私は高度商業集積を中心で担当させて

いただいているわけでございます。

先ほど来委員の御質問と政府委員の答弁につきまして私なりに要約をさせていただきますと、い

わゆる大店舗の進出に伴う調整手続については、

こここの場所しか出店させない、この場所ならい

いというようなそういうゾーニング的な規制は、

現在の我々が提案しております大店法の趣旨では

考えていないということで坂本審議官がお答えを

しておるわけでございます。

それから中小企業対策としているる委員御指

摘の、衰退する特に零細小売業、一人、二人の零

細小売業等について、大きな流れとしては委員御

指摘のよう大幅に減ってきておりますが、しか

れど、それを時代の流れに抵抗するということでは

なくして、意欲のある小売商業が新しい街づくりを

していくというので、小売商業振興法のいろいろの

政府の予算、税制等のツールを内容として、今回

大幅な改正をお願いしておりますのでございま

すが、この場合の基本的な権限は國、つまり通商産

業大臣であります、その中のいろいろの認可権

限等は都道府県に大幅に委任をする内容になつて

おります。

それから、私が中心になつて進めております高

度商業集積につきましては、街づくりを兼ねたと

いりますが、大きな街づくりの観点で消費者の期

待にこたえ、かつこの大型店と共生共榮あるいは

小売店だけでも一つの商店街を新たに形成をして、

時代の流れに即応した立派な街づくりをしていこ

う、その中で小売商業が発展していくこう、こうい

う構想でございまして、先ほど申し上げました千

六百数十億円の予算の中の相当部分がこれに投入

されるわけでございますが、これについては国が

指針を出し、市町村がその一般的な指針に基づいて、基本構想で個別具体的にどこの場所に新しい

街づくりの商店街が設定されるかということを、これは委員のお考えに近いわけでございますが、

おりま規制緩和の面等については坂本商務流通

審議官で、私は高度商業集積を中心で担当させて

いただいておるわけでございます。

先ほど来委員の御質問と政府委員の答弁につきま

して私なりに要約をさせていただきますと、い

わゆる大店舗の進出に伴う調整手続については、

こここの場所しか出店させない、この場所ならい

いというようなそういうゾーニング的な規制は、

現在の我々が提案しております大店法の趣旨では

考えていないということで坂本審議官がお答えを

しておるわけでございます。

それから中小企業対策としているる委員御指

摘の、衰退する特に零細小売業、一人、二人の零

細小売業等について、大きな流れとしては委員御

指摘のよう大幅に減ってきておりますが、しか

れど、それを時代の流れに抵抗するということでは

なくして、意欲のある小売商業が新しい街づくりを

していくというので、小売商業振興法のいろいろの

政府の予算、税制等のツールを内容として、今回

大幅な改正をお願いしておりますのでございま

すが、この場合の基本的な権限は國、つまり通商産

業大臣であります、その中のいろいろの認可権

限等は都道府県に大幅に委任をする内容になつて

おります。

それから、私が中心になつて進めております高

度商業集積につきましては、街づくりを兼ねたと

いりますが、大きな街づくりの観点で消費者の期

待にこたえ、かつこの大型店と共生共榮あるいは

小売店だけでも一つの商店街を新たに形成をして、

時代の流れに即応した立派な街づくりをしていこ

う、その中で小売商業が発展していくこう、こうい

う構想でございまして、私が思ひます。したがつて先ほど聞いたの

スは想定されると思います。私どもの考え方で

は、この特定商業集積法案または商工会の

意見を聞いて作成する基本構想に即して行われる

ことになっておりますが、この商業集積を核とし

た街づくりを円滑に進めるためには、このような基

りにおいては市町村を軸に都道府県という地方の

意思が十分に反映される、そういう考え方で今御

提案を申し上げておるわけでございます。

○加藤(繁)委員 いや、私が聞いたのは、そういう

う都道府県が承認した基本構想、それの意見と例

えば大店審の意見が違った場合はどうするんですか。

したがつて、今度社会党の案では、一部改正

の中でもそういう基本構想を尊重すべきだという項

を我々はあえて入れているわけなんですか。

そこそこが今度は、政府案の中には基本構想はつくりなさ

いのかなですか。したがつて、期待ばかりして

いるのじやなしに、法的にこれを尊重します、そ

ういう中で大店法もしっかりと考えてください、

地元関係者のコンセンサスに基づき事業が進めら

れていくこと、がもちろん適切であると考えるわけ

であります。大型店におきましてもこのような基

本構想を十分尊重して対応していただけるものと

期待をいたしておるわけでございます。

○加藤(繁)委員 したがつて、期待じやなしに

本構想を十分尊重して対応していただけたとき

ことを。そうでなければ、基本構想をつくりなさ

いといつたつて何の意味もない。期待ばかりして

いるのじやなしに、法的にこれを尊重します、そ

ういう中で大店法もしっかりと考えてください、

こういうことを、大店法に従いなさいと言つては

いかぬですよ。基本構想は尊重します、ということ

を今日の状況の中では書く必要があるんじゃない

ことを。そういうことを私は言つてます。

○櫻橋政府委員 委員のお考へは私なりに承りますが、現在私どもの考え方としては、この商業集

積を核とした街づくりがつくられていく過程にお

いて、大型店もその基本構想を十分理解し、尊重

していただけるものと我々は期待しているわけで

ございます。

そこでもう一つ、自治体の問題が出ていますからお伺いしたいのですが、これまで地方自治体、都道府県ですね、都道府県が、第一種ですかけれども大型店の取り組みをやつてきた。このやつてきたことに対する対応、あるいはやつてきたこととの評価、これを一体どういうふうに考へているかお伺いをしたいと思います。

えてこうやつて通達を出すという理由は、この通達の中には「少なからず」という言葉があるのであります。少なからずというのは一部とは違いますね。かなり多い。これが問題だということになつたからあえて項目を起こしているのじゃないですか。したがつて、今審議官がお答えになりましたよう前に期待どおりやつてもらつたのだったら、今回の

すし、中には行き過ぎたものがあつて、大店法  
趣旨を達成するためいかがなものかというも  
のが多かったものでござります、また現在も多い  
のでございますから、あえて昨年の通達でそのよ  
うについての注意を喚起したものでござります。  
第二点でございますけれども、そういう意味  
正確に申しますと、都道府県レベルにおきまし

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘の統一見解におきましても、やはりその新たな規制というものが合理的なものであるということはミニマム要求としておるところでございまして、例えば出店課課長

○坂本(吉)政府委員　大店法の運用に当たりまして、先般の法改正以降、第二種につきまして都道府県に権限をゆだねてきたところでございます。ごく概略的に申し上げますと、都道府県におかれましては、大店法の趣旨に沿いまして、おおむね我々の期待したとおりに運用をしていただいたものと私は評価をいたしているところでござります。ただ、一方におきまして、地元にいろいろな事情がおありだったとは思うのでござりますけれども、一部の地域におきましては、出店の凍結でござりますとかあるいは他事考慮による出店の抑制でございますとか、大店法の趣旨から考案しますとちょっと行き過ぎた指導と申しますか規制主義と申しますが、そういったようなものが存在してきましたのも事実でございまして、これは我々かねて是正を求めてきたところでございます。しかし、当初申し上げましたとおり、総じて大店法の趣旨に沿って適正に運用をしてきていただいたものと、いうふうに考えておられるところでございます。

○加藤(繁)委員　総じて期待どおりやつてもらつた、こういふ評価でございますが、大変いいんじやないかと思う。しかし、一部の地域ということになりますと、これは平成二年五月二十四日付の通達ですけれども、「地方公共団体による出店等に係る調整の在り方について」。一部の地域の市町村が法に照らしてやや行き過ぎがあつたということならば、どうしてこんなに通達でわざわざ「一、二、三、四の四項を起こしてやらなければいけないのですかと私はお聞きしたいのです。」本来、一部の地域だつたらその地域に行ってその地域と話し合いでやるべきじゃないですか。あ

ようになえて通達で四つの項目を起こして、しかかも今回法改正まで行ってやる必要はないのじやないかということが一つの質問です。

もう一つお聞きしたいのは、そういうふうに一 方で法改正を行つて地方自治体のやつてはいけないといふことを言いながら、しかし一方で今度は一千五百から三千に幅をふやす、したがつてもとやつてください。一方ではやつてはいけませんといふわざ法改正を行つて、しかし一方では千五百から三千ですから、これは今日のロードサイドストアなんかを見ますとこの範囲内に入りますから、相当多く知事に裁量権があるという現状になつてゐると思うのです。したがつて、法改正を行つて規制するということからいく判断と、一方で百から三千ですから、これは千五百から三千にするという、幅をふやす判断、これは矛盾しているのじやないかということが二つ目の質問です。

それからもう一つは、そういうふうにいわば知事の権限、判断がふえるということは、今日の体制の中で、県段階の大店審の中でも今後一體知事としてどういう判断でこれをさばいていくらしいのか、この点について、三点お伺いをしたいと思 います。

○坂本(吉)政府委員 第一の点でございますけれども、私、一部の地域、こう申し上げたわけでございますが、ある意味では全部ではない、こういふことでございまして、この場合、正確に申し上げますと、都道府県につきましては独自規制と いうのは非常に少ないケースでございます。「少なからず」、こういう表現で申し上げております。その通達の、大部分は、いわば市町村レベルにおける独自規制といふものは数も大変多うございま

は、当初申し上げましたとおり、大店法の趣旨沿つておおむね適正に運用してきていたいたい。実績を踏まえ、また店舗が従来にも増して大型化しつつあるという実情に着目いたしました。国と都道府県の事務配分といふものを適正維持をしていきたいという観点も踏まえました。このたび種別変更をいたして、都道府県の御判断、都道府県の調整にゆだねる範囲を拡大いたしましたところでございます。

第三点の調整についての考え方ということで、さいますけれども、これは第一種につきまして、通産省が調整に当たって考えておりますいろいろいかな要素、また調整の基準、これは審査要領といったようなものでの対処をしていくわけでございましょうけれども、そういう第一種についての物の考え方、という審査の基準を参考にして、これと同様の調整が行われるということを私ども期待をいたして、いるところでございます。

○加藤(繁)委員 先ほど、大店法から照らして、き過ぎたものが一部ある、こういう審議官のおなえがあつたのですけれども、実は昭和五十二年に、通産省・自治省・内閣法制局が政府統一見解を出しておるのであります。その統一見解の中で「しながら、前記の基準となる面積をある程度下げる店舗の新設等が相当数みられる現状において、当該基準となる面積をある程度下回る面積の小売店舗についても、当該地方の小売業の特有の実情を踏まえた上、合理的と考えられる内容を有する条例を制定して規制を行うことは、ただちに違であるとは言い難いと考える。」こういうふうに統一見解を出しているのです。この統一見解がございまれば、これは大店法で行き過ぎたという

出店をしたら水道も供給しない、あるいはその他の公共サービスを提供しないといったようなことを決めるのは、私どもいたしまして今御指摘の合理性の範囲には入らないんじゃない。そういう意味で、こういったものはや大型店の進出の余地がないのかと、が事実上封ぜられるような措置を行うことは大店法の趣旨にも反しますし、また、今御指摘の見解の合理性の範囲にも入らないのではないかとうふうに考えるところでございます。

○加藤(森)委員 合理性であるかどうかというのを通産省が判断するのじゃなしに、その地元に生んでいる人たちの判断が一番基準じゃないですか。したがって、自分たちの街は自分たちで住むのですから、通産大臣は東京に住んでいるのではなくて、私の選挙区は丸亀ですから、丸亀の市長の条例をつくった場合にそれが合理性があるかどうかは、通産大臣の、東京の人が判断するのじゃなしに、地元の丸亀市が判断するのが適切じゃないんですか。しかもなおかつ、そういうふうにいくつてもよろしいという統一見解が出ている。したがって、その合理性があるかないかというの上でというのは、先ほど私一番最初に申し上げましたけれども、法はだれのためにあるかといふところなんです。これだったら通産省の幹部の人たまためにあって、下のためこうやってつくった条例は、ちょっと上の法律と照らしておかしいから、あなた直しなさいという上意下達じゃないですか。いかがでしょうか。

考えたという前提で地元の市町村において措置が講じられる場合におきましても、やはり法律といふものが存在し、その法律のもとで行政というのが可能な限り国、都道府県、市町村一体的に行われ、それによって国民の権利義務といふものが一體的に安定性のもとに要求される、そういう意味で法律によって規制をされる義務といふものについての安定的な予測可能性が立つということもこれまで大変大事なことございまして、そういう意味で、法を所管いたしております通産省において、その法に照らして妥当かどうかということを判断させていただいているわけでございます。

○加藤(繁)委員 そういう答えに私なると思いまして、一番最初、第一条の目的はちゃんと生かすといういわばその第一条の目的を生かす、そのことが私は合理性だと思うのです。つまり、この街ではこういう合理性があります、この街はこういう合理性があるという、そのことをぜひ慎重に考えてもらわなければ、こういう法改正して画一的にこうやりなさいということだけではなくて、もうらつたのでは困るということを申し上げておきたいと思うのです。

時間がありませんから、私最後に三点だけお伺いしたいと思いますが、一年後に抜本的に見直したいと思いますが、一年後に抜本的に見直す、こういうことが言われているわけですねけれども、どういう根拠で一年後というふうに書いたかということなんです。これを一つお伺いをしたいということ。

それからもう一つは、輸入品の問題について、本来ならばこの輸入の法律、一番最初に目的が書かれていなければいけないのです。ところが、今回の法案の中には目的が書いてなくて、いきなり「定義」になつてあるのですが、その提案理由によりますと輸入品の振興を図るということがあるのですが、どうしてこれは目的に輸入品の振興等を図ることを書けないか、書かないかということ、これが二つ目の問題。

それからもう一つ、第一条で「当分の間」といふうになつてあるのですけれども、なぜ「当分」

の間、」にしたか、そしてまた、「当分の間」とは一体どのくらいの期間を指すのか、当面とはどのくらい違うのかということ、この三点を大まかにお伺いしたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 第一の御質問でございますが、私どもの大店法のあり方につきまして、常法といふものは諸情勢に合わせて我々も検討していく必要はあるのでござりますけれども、今回につきましては、先般行われました日米構造協議の最終報告におきまして、大店法の規制緩和について、こういった趣旨を踏まえ、また今回の法改正に関する第三段階の措置として、大店法改正後一年後につきましては、先般行われました日米構造協議の最終報告におきまして、大店法の規制緩和について、こういった趣旨を踏まえ、また今回の法改正について、こういった趣旨を踏まえ、また今回の法改正の効果を見きわめるという必要性もございまして、改正法の施行から二年以内に改正法の大店法の規定及び実施状況というものに検討を加えて、必要な措置を講ずるという旨の規定を置くことにいたしました。

第二点、御質問の輸入に関する特例法の目的規定の有無についてでございますけれども、委員御高承のとおり、いわゆる特例法という分野におきましては、目的規定ではなくて、特例の意義を規定したいわゆる趣旨規定というケースが多くございまして、そういう意味で趣旨規定というものを高承のとおり、いわゆる特例法という分野におきましては、目的規定ではなくて、特例の意義を規定したいわゆる趣旨規定というケースが多くございまして、そういう意味で趣旨規定というのを置くことによって、この措置の内容とか我々の考へているところを明らかにしたわけでございまして、

いまして、そういう意味で趣旨規定というのを置くことによって、この措置の内容とか我々の考へているところを明らかにしたわけでございまして、

○小岩井委員長 小岩井清君。 『上記大店法改正後二年後に更に大店法を見直すこととする。この検討には、消費者及び小売分野における競争に対する大店法の影響に関する分析並びにこれを踏まえ、大店法を基本的には見直して更なる行動をとることの必要性に関する分析が含まれる。冒頭の点を明らかにするため、上記大店法改正法に、改正法の施行状況の有効性を吟味し、その結果に基づいて特定地域に関する規制の撤廃を含め必要な検討を行う旨の規定を明記する。』こうあります。それで、この最終報告で言う二年後の「大店法を基本的に見直して更なる行動をとることの必要性に関する分析」、さらにこれ

をして存続していく必要性の有無につきましては、輸入の拡大の状況、あるいは輸入に関する政策的の違いということでございますが、全く常識的な要請といったようなことを勘案しながら今後判断をしていくということでございます。「当面」とお答えで恐縮でございますけれども、当面というのはごく短い近未来を、近未来と申しますか、ごく短い先のことをどうも言葉ではないかと思いまして、当分の間というのは、それよりは語感としては長い期間を想定しているのではないかというふうに思う次第でございます。

○加藤(繁)委員 大変不満ですけれども時間が来て、こういった趣旨を踏まえ、また今回の法改正をいたしましたところでございます。したがいまして、こういった趣旨を踏まえ、また今回の法改正の効果を見きわめるという必要性もございまして、改正法の施行から二年以内に改正法の大店法の規定及び実施状況というものに検討を加えて、必要な措置を講ずるという旨の規定を置くことにいたしました。

第一点、御質問の輸入に関する特例法の目的規定の有無についてでございますけれども、委員御高承のとおり、いわゆる特例法という分野におきましては、目的規定ではなくて、特例の意義を規定したいわゆる趣旨規定というケースが多くございまして、そういう意味で趣旨規定というのを置くことによって、この措置の内容とか我々の考へているところを明らかにしたわけでございまして、

○坂本(吉)政府委員 御指摘の点でございますが、ただいま御指摘いただきました附則の第二条、ここに日米構造協議の最終報告においてうたはれております趣旨を法文化いたしたものでござります。したがいまして、この最終報告におきましては「必要な行動」をとる必要性といふことをうか。具体的にこの二年後の措置について伺いたいと思います。

○小岩井委員長 御指摘の点でございますが、たつたということですから、これは急激に右ハンドルを切りますので中に乗っている人は相当ぐらうときますので、影響が出ると思うので、影響の問題について私聞きましたが、たつたということですけれども、残念ながらこれで終わります。いずれにしましても、中小小売業の方の機会を図るということについて今後も全力を挙げなければいけない、一緒にやりたいということを申し上げまして、私の質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○小岩井委員長 私は最初に、日米構造協議の最終報告について、それに関連して伺いたいと思うのですけれども、この最終報告を見てみると、上記大店法改正後二年後に更に大店法を見直すこととする。この検討には、消費者及び小売分野における競争に対する大店法の影響に関する分析並びにこれを踏まえ、大店法を基本的には見直して更なる行動をとることの必要性に関する分析が含まれる。冒頭の点を明らかにするため、上記大店法改正法に、改正法の施行状況の有効性を吟味し、その結果に基づいて特定地域に関する規制の撤廃を含め必要な検討を行いう旨の規定を明記する。』こうあります。それで、この最終報告で言う二年後の「大店法を基本的に見直して更なる行動をとることの必要性に関する分析」、さらにこれ

を受けて本法律案では第二条で「政府は、この法律の施行の日から二年以内に、この法律による改定の大規模小売店舗における小売業の事業活動及び新法の各地方公共団体の区域における実施状況その他の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と

「基本的に見直して更なる行動をとる」、法律案で言う「必要な措置を講ずる」、これは一体何ですか。具体的にこの二年後の措置について伺いたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 御指摘の点でございますが、たつたということですけれども、残念ながらこれで終わります。いずれにしましても、中小小売業の方の機会を図るということについて今後も全力を挙げなければいけない、一緒にやりたいということを申し上げまして、私の質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○小岩井委員長 私は最初に、日米構造協議の最終報告について、それに関連して伺いたいと思うのですけれども、この最終報告を見てみると、上記大店法改正後二年後に更に大店法を見直すこととする。この検討には、消費者及び小売分野における競争に対する大店法の影響に関する分析並びにこれを踏まえ、大店法を基本的には見直して更なる行動をとることの必要性に関する分析が含まれる。冒頭の点を明らかにするため、上記大店法改正法に、改正法の施行状況の有効性を吟味し、その結果に基づいて特定地域に関する規制の撤廃を含め必要な検討を行いう旨の規定を明記する。』こうあります。それで、この最終報告で言う二年後の「大店法を基本的に見直して更なる行動をとることの必要性に関する分析」、さらにこれ

ついての本会議の答弁については再確認で大臣に答弁していただきますが、その点についてもう一度答弁してください。

○坂本(吉)政府委員 御指摘の点につきましては、繰り返して恐縮でございますが、この改正法

を施行して二年以降、新たな商業環境あるいは新た時代の要請、そういうものをよくよく注意、分析しながら、この法律のそれぞれの規定が

有効に働いているものかどうか、あるいは規定を含めて見直しをする必要があるのかどうか、規定以外の運用の改定でもって足りるものかどうか、それらの点につきまして検討を加えていくということを意味しているわけでございます。したがいまして、今具体的にこの点を変えるとか、この点の修正を行うとかというようなことは事前には当然のことながら決めていないわけでございますけれども、この改正法案の運用の過程で必要な検討を加えて、必要ならば法の改定あるいは規定の運用の改正、そういうことを含めて措置を講ずる

ことを意味しているわけでございます。したがいまして、今具体的にこの点を変えるとか、この点の修正を行うとかというようなことは事前には当然のことながら決めていないわけでございますけれども、この改正法案の運用の過程で必要な検討を加えて、必要ならば法の改定あるいは規定の運用の改正、そういうことを含めて措置を講ずる

ことを意味しているわけでございます。したがいまして、今具体的にこの点を変えるとか、この点の修正を行うとかいうようなことは事前には当然のことながら決めていないわけでございますけれども、この改正法案の運用の過程で必要な検討を加えて、必要ならば法の改定あるいは規定の運用の改正、そういうことを含めて措置を講ずる

ことを意味しているわけでございます。

○小岩井委員 質問項目がたくさんあるのですから、余り抽象的なことでなくきちんと答えてくださいよ。

○小岩井委員 質問項目がたくさんあるのですから、余り抽象的なことでなくきちんと答えてくださいよ。

○坂本(吉)政府委員 今、委員御指摘のように、予断を持つてその後の行動について現段階で決めている点は全くございません。しかしながら、法

律でございますから、この法律施行後新たな情勢

のもとで、例えば改正が必要だというふうな認識が社会的に高まれば改定の必要がございますし、またそうでなければ何もする必要もございません

し、いずれにせよこれらの二年間の検討状況とい

うものを踏まえまして、その結果に基づいて行動をする、必要な措置を講ずるということを定めただけのものでございます。したがいまして、この

時点での新たな規制緩和の方向でありますとか、そ

ういったことについて具体的にこれを決めてい

ます。じゃ日本構造協議最終報告を決めたのですか。更なる行動をとる」というのは、「一年先の行

動まで決めているのですか。

○小岩井委員 この点をまず伺いたいということと、次に移りますけれども、法改正の「基本的視点」の第一に

「消費者利益への十分な配慮」が挙げられていますね。「小売業における一層自由な競争条件が整備され、十分な業態展開や地域的展開が図られるこ

とを通じて、消費者の選択の幅の拡大に寄与していくことが重要である」としていますね。消費者

利益の一層の保護の配慮は当然ですね、これは。

しかし、先ほど加藤委員の質問にもありましたたけ

れども、中小小売業者の事業機会を確保していく

ということは、廃止は含まれないのでしょう、廃止はしないというのだから。じゃ、「更なる行動」というのは何ですか。規制緩和をするのですか。

今、実施状況を吟味して検討を加えるといふように言いましたね。もう既に今、改正案提案をして

いるのですよ、規制緩和をすると。さらにもうと規制緩和をするということになれば、廃止に限りなく近づくじゃないですか。そういうことを言っているのですか。

○坂本(吉)政府委員 第一の点につきましては、

ため申し添えたいと存じます。

それから第二点、本法案の改正を御提案申し上げております目的の一つでございます消費者利益

の保護という点でございますが、この点につきま

しては私ども法の改正及び法の運用の改定を通じまして、最近における消費者ニーズというものが大変ダイナミックに変化をいたしているものでござりますから、そういうものにこたえるべく、運用も含めて改定をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、中小小

売業者の事業機会の確保という点につきましては、これは本法の目的の主たるものでございまして、そういうものに対する私どもの基本的な認識

というものは変わつておるわけではございません

て、そういうものに対する私どもの基本的な認識

を残しつつ新しい要請にできるだけこたえていこ

うというふうに考えておるわけでございまして、既存の法制の基本的な枠組みというものを通じて中小小売業者の利益というものを確保していくこ

とを考えるところではないと存じます。

○小岩井委員 中小小売業者の事業機会、これは

確保するというより私は拡大していかなければいけないというふうに思うのですけれども、その点について極めて不十分だということを指摘をいたしておきます。

○小岩井委員 第二点の問題でございますけれども、出店調整についての通産大臣の勧告、命令を廃止し

てはどうか、こういう御意見でございますが、大

店法の規定及び運用に当たりましては全国的な整

合性というものを確保していくことが不可欠でございまして、一方で大店法の調整権限をすべて都道府県にゆだねる仕組みとするとは、その運用

いたしましたけれども、種別を廃止する、そして

大規模小売店舗となる建物の面積要件は、その建

物内の店舗面積の合計が千五百平方メートル、都

の特別区及び政令指定都市においては三千平方メートルを超えるものとして、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整権限、これを都道府

県知事に一元化する、そして市町村長を経由する

ということにしておりますけれども、この点についての見解、本会議でも求めましたけれども、

申しこればならないかという具体的な事例について

さらに、出店調整に関する勧告、命令は都道府

県知事が行い、通産大臣による調整は廃止してはならないが、日本社会党の案についてもあわ

どかという我が日本社会党の案についてもあわ

せて見解を求めると思います。大店法そのものは消費者利益や地元小売商業者との関係で大型店の事業活動を調整するという

が、大店法そのものは消費者利益や地元小売商業者との関係で大型店の事業活動を調整するという

ように認識するものでございます。大店法における調整権限をすべて地方公共団体にゆだねてな

おかつ独自に調整できる仕組みといたしますこと

が、大店法の運用に当たりましては著しい地域的

性を確保していくことがまさに不可欠である、こ

のようして見解を求めると思います。大店法における調整権限をすべて地方公共団体にゆだねてな

おかつ独自に調整できる仕組みといたしましたこと

が、大店法の運用に当たりましては著しい地域的

性を確保していくことが不可欠である、このよう

に見解を求めると思います。大店法における調整権限をすべて地方公共団体にゆだねてな

おかつ独自に調整できる仕組みといたしましたこと

が、大店法の運用に当たりましては著しい地域的

性を確保していくことが不可欠である、このよう

に見解を求めると思います。大店法における調整権限をすべて地方公共団体にゆだねてな

おかつ独自に調整できる仕組みといたしましたこと

が、大店法の運用に当たりましては著しい地域的

性を確保していくことが不可欠である、このよう

先ほど加藤委員から詳しく述べたとおりでありますから、この点については大変満足でありますけれども、次に移りたいと思います。

次に、政府案は、第七条第一項に「通商産業省令で定めるところにより選定した消費者又はその団体、小売業者又はその団体及び学識経験を有する者の意見(以下「消費者等の意見」という。)」を加えるとしていますけれども、学識経験を有する人というのはどういう人を想定しておりますか。そして、これは省令で定めるわけでありますけれども、どういう人を想定して省令に定めるのか、最初にこのことについて明確に伺っておきたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 ただいま御指摘の点でござりますが、一応抽象的に学識経験を有する者といふことでございますので、まず一般論で申し上げますと、当該商圈内の商業事情、経済情勢等に深い知識、見識というものを有される方々の中から選定をするのが適当というふうに考えているところでございます。

ちなみに、現在大規模小売店舗審議会におきまして地方部会といふのがございまして、ここで委員をお願いしておる方々がおられるわけでござりますけれども、例えば消費者団体の代表の方でござりますとか、あるいは地方の実情に明るい地方大学の教授あるいは学長の方でございますとか、職業は千差万別でございますけれども、例えば新聞社の役員の方でいらっしゃいますとか、それぞれの地域によるわけでございますが、そういう立場、公正な立場で、また地域の実情というものに深い知見を有しておられるという方々にお願いをしたらどうかと考えておるところでございました。

○小岩井委員 今、消費者という答弁がありまし  
たね。日本社会党の案は、都道府県の大規模小売店舗審議会は、商工会議所、商工会の意見に加えて関係市町村長の意見、消費者またはその団体、小売業者またはその団体その他のもので省令に定めどころにより申し出をしたものとの意見を聞か

なければならないという、各界から意見を聴取するというふうにしているのですね。市町村長が意見を定めようとするときは地域小売商業審議会の意見を聞かなければならぬということで、その市町村の意見反映ができるというような内容になつてゐるのです。

今、消費者、学者あるいは新聞社というふうにおっしゃいましたけれども、この考え方に基づいて言いますけれども、この点どうですか。本会議の質問のときには、私は消費者と聞いたのですけれども、大臣はあえて消費者というふうを中に入れておりませんでした。この点についてもあわせて、これは本会議の答弁が大変落ちてゐると思ひますから、大臣からも答弁をしてもらいたいと思うのです。

○坂本(吉)政府委員 ただいま消費者と申しましたのは、消費者が必ず含まれるということではなく、現在の大規模小売店舗審議会の各地方部会の中にもどういう方々がおられるかというふうに示例的に申し上げたというだけなわけでござります。したがいまして、消費者の代表の方もおられるし、あるいはおられない部会もございまして、いざにしるその地域の実情に明るい学識経験を有される方、こういう意味で申し上げたわけでございまして、消費者を必ず含むとか含まないとかいう判断を前もってするということではございませんので、あるいは私の答弁がやや誤解を招いたのかもしれませんので、その点訂正をさせていただきたいと存じます。

それから、社会党案につきましての御指摘でございますが、私どもいたしましては、今回の運用に当たりましては現在の枠組みの中で大店審と申上げれば大店審において調整を行われる、言葉を変えて、新たに意見を聽取すべき対象として、地元の消費者団体あるいは消費者あるいは小

売業者、学識経験者というものを意見聴取団体に新たに加えたところでございます。

それから、都道府県ごとに大店審を必置するということでございますが、現在もう既に全都道府県におきまして都道府県知事に対して意見を申し出しができることになつておりまして、私どもいたしましては、社会党案とやり方はある

す。それから市町村長につきましても、現在の法規のものでも隨時都道府県知事に対して意見を申し出しができることになつておりまして、私どもいたしましては、社会党案とやり方はあることは異なるかもしませんが、こういった機会を通じて地元の意見が十分大店審に反映されるよう新たな配慮も加えて措置をいたしていきたい、

こういうふうに考えているところでございます。

○小岩井委員 学識経験を有する者として、先ほどの答弁の中に消費者、学者、新聞社というふうにあったから、入れるんですねと聞いたら、例示的に申し上げただけです。随分不まじめな答弁をしますね。じゃ、これは消費者は入るのですか入らないのですか、はつきり言ってください。

○坂本(吉)政府委員 これは各地方の部会において入っているケースもございますし、消費者代表というふうにしるその地域の実情に明るい学識経験を有される方、こういう意味で申し上げたわけですが、先ほど加藤委員と最後の段階で質疑が展開をされた地方公共団体の独自規制の抑制について

伺いますけれども、日米構造協議の最終報告の改

正内容として検討する事項の中に、地方公共団体の独自規制の抑制を合意内容としていますね。本法律案では、地方公共団体の独自規制を抑制するための根拠となる法的措置を講ずるとしています

ね。そして、具体的には第十五条の五に「地方公

共団体は、小売業を営むための店舗について、その規模が周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものとして当該店舗における小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。」とありますね。独自規制の抑制ということとこの法律の趣旨を尊重して行うということについて、この点について、これが変わつてくるだろう、こうすることを申し上げておるわけでございます。

○小岩井委員 先ほど社会党案についての各界からの意見聴取をするという内容について答弁がありましたね。その趣旨については今ほどんど異議を挟む答弁がありませんでしたけれども、その点どうですか。例えば、市町村長の意見については今までどおりましたね。その趣旨については、この点について、これを行うということについて、この点について、これが各地方公共団体の抑制にどうつながつてくるのか。

それと、先ほどの答弁では大店法の趣旨に反する行き過ぎた地方自治体の規制についてこれを抑制するのだという答弁が、加藤委員だったか、あ

りましたね。とすれば、大店法に反するような行

く意見が聞かれる仕組みを新たに加えているということを申し上げたわけです。

○小岩井委員 政府案においてもまさに各界の意見を聞かなければならぬということでおこなつておられる仕組みを提案しているということであつて、社会党案を取り入れたらどうですか。

○坂本(吉)政府委員 私どもいたしましては、

売業者、学識経験者というものを意見聴取団体に新たに加えたところでございます。

それから、都道府県が調整する場合には都道府県の大規模小売店舗審議会

指導するということありますけれども、その条文であるということあります。通産省から見ればそれでいいでしょう。しかし、これは憲法、地方自治法はどうなんですか。憲法、地方自治法に照らしてみたら、自治権の侵害になりませんか。地方自治体、地方公共団体は独自に条例も制定する権利があるのです。その条例に基づいてその市町村の施策を進めていく権利があるはずです。自治権侵害になりませんか。明確に答えてください。

○坂本(吉)政府委員 御指摘の点でございますけれども、先ほど加藤委員の御質問にもお答えいたしましたが、私は、この規定につきましては、地方におきます施策と国の規定との関係を規定したものというように受けとめています。先ほどもお話をございましたように、これは決して条例制定権そのものを否定しているものでもございませんし、地方公共団体の自主性にも配慮がされたものではないかと考えております。次第でございます。

○小岩井委員 日米構造協議の最終報告の中に地方公共団体の独自規制を抑制するということを合意しているのですね。この法律の制定の考え方についても、その根拠となる法的措置を講ずるとしているのですよ。ところが、法律の案の内容はこの趣旨を尊重して行うものとする。今答弁があつて、この趣旨を尊重してやつてくださいよと、

○中尾国務大臣 足らざるところは法制局の方に提出いただきたいと思いますが、大店法そのものは消費者利益や地元小売商業者との関係で大型店の事業活動を調整するという基本的な枠組みを設定するものでございます。その規制緩和が図られる中で、地域の実情を考慮してもなお行き過ぎた地方公共団体の独自規制が存在するようなことは好ましいものではない、こういう観点に立つものでございます。そのような観点で、今回の大店法改正法案におきましては、地方自治にも配慮しながら地方公共団体の施策に関する規定が盛り込まれている、このように考へておきたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 全く憲法及び地方自治法の趣旨に沿って是正を求めるということでございまして、御高承のとおり、憲法九十四条におきましては、「地方公共団体は、法令に違反しない限りに法改正法案における大店法の施行後適用されるわけですから、現在もう既に独自規制を持つておられる方には、大店法の上乗せ規制については百七十九自治体、十一の都道府県が含まれておられます。これが、横出し規制、これは千十四自治体で、二十三の都道府県が含まれておられます。この点についてはまだやりとりしているところですけれども、時間がだんだん迫っています、「地方公共団体は、法令に違反しない限りに違法な規制を行なうことはやつては困るといふことなんでしょう、さつきの答弁からいけば、これだけこの法律を尊重して行うものとするとしていながら、実際には全く尊重じゃないのですよ。完全に中央集権で、中央の力で地方自治体を抑えるようとしているのですよ。伺いますけれども、憲法と大店法どちらが優位ですか。

○坂本(吉)政府委員 当然、憲法であると信じております。

○小岩井委員 これは大臣、答えてもらいたいのですが、この法が目的としております法的安定性といふ要請には欠けるものでござりますから、この趣旨を尊重してやつてください、こういう意味において自治権あるいは条例の制定権といったようなものは、むしろそれを前提としてやるときにこの趣旨に沿つてくださいということをメッセージとして呼びかけておるというつもりであります。私はかような意味において地方自治法の精神に背馳するものではないと考えておるところで

ございます。

○小岩井委員 自治省、答えてください。

○松本説明員 お答えいたします。

○中尾国務大臣 足らざるところは法制局の方に提出いただきたいと思いますが、あくまでこの大店法の趣旨を尊重して是正を求めるのですね。尊重するだけですね。憲法、地方自治法に基づく自治権、条例制定権まで侵害する意図はありません。これは確認しておきますよ。

はそれまででしよう。しかし、内容は違うのだ、憲法違反の内容は、その点はどうですか、大臣、答えてください。

○坂本(吉)政府委員 全く憲法及び地方自治法の趣旨に沿って是正を求めるということでございまして、法律ができた場合さらに法律に基づいて是正を求めるということありますけれども、もう一度先ほどの話になりますが、あくまでこの大店法の趣旨を尊重して是正を求めるのですね。尊重

するだけですね。憲法、地方自治法に基づく自治

権、条例制定権まで侵害する意図はありません。これは確認しておきますよ。

○小岩井委員 かねてから是正を求めていた

ところでございます。

立地調整、あるいは特定商業集積に関連したゾーニング規制ということによつて大型店の出店を規制をするということは、私どもが考えております。規制緩和の基本的な方向に反して、むしろ結果として地域の経済活動の停滞を招くケースもあると、うふうに考えております。むしろ商業振興を図りつつ街づくりを進めていくためには、大規模小売店舗の出店に当たつて所要の調整を図りながら地域の経済、商業全体が活性化していくような振興策、支援策をもつて対応していくかと考えております。

こうした観点から、大店法と同時に今御提案申し上げております特定商業集積法案におきましては、市町村が作成する基本構想に基づきまして、地域の特性を十分勘案して特定商業集積を公共施設と一体的に整備をしていき、商店街等小売商業の発展振興を図る、こうしたことで所要の振興策、支援策を講じていくことが適切ではないかと考えております。

○内閣(勅)政府委員 商業の立地につきまして都市計画的観点からどう考えているかということですが、都市計画の観点からは都市の健全な発展と秩序ある整備を図る、そういう観点から、ます都市計画としてマスター・プランの位置づけがございます。マスター・プランの中で商業地の配置及びそれに基づく整備の方針というものが決まります。このマスター・プランに基づきまして、具体的には各用途地域あるいは特別用途地区などの規制を行つて、あるいは関連の都市計画事業を公共事業として行つて、先ほども答弁いたしましたけれども、具体的な基盤整備の絡みでは区域レベルにおいていきますと、地区計画というようないくといふことを考えておりまます。さらに、先ほども答弁いたしましたけれども、法律的にはやや厳しく過ぎることになりはしないか。また、大店法全体として規制の緩和を図つていただきたいということを考えております中で新たな規制になりはしないか、私どもはこういうふうに考えるところでございまして、したがいまして、

一種住専、第一種住居専用地域あるいは第二種住居専用地域などという用途地域がございまして、この地域におきましてはある一定の商業用途が禁止されるといいますか、立地できないような規制が現にございます。それはその地域の環境保護のために必要だということでございます。しかしながら、そのような規制のない地域におきまして小売店舗の立地をどうこう規制するということは、都市計画上の観点から行き過ぎではないかと思ひます。したがいまして、大規模店舗を含めそれ以外の区域におきまして、立地の規制を都市計画的な観点から行うということは適正でないと考えております。

○小岩井委員 続いて伺いますけれども、我が日本社会党が提案をしている第十二条の二の関係として「特定商業集積整備基本計画の達成についての配慮」として、都道府県知事は、変更勧告、変更命令又は改善勧告の措置の運用に当たつては、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に定める特定商業集積整備基本計画の「達成に資するよう配慮しなければならない」ものとするとして案を提案しております。この点についての見解を求めております。

さらに、都道府県大規模小売店舗審議会を都道府県の必置機関として設置するといふ我が党の案についても、先ほど若干見解が出ておりますけれども、あわせて見解を求めておきたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 大店法の大臣勧告、命令といふ極めて厳しい措置を發動するに当たりまして、たゞ御指摘の集積基本計画といふもの達成に配慮し、配慮していかなければなりません。これを公表する、あるいは違反に對して罰則を科するということになりますのは、私どもとしてはいたけれども、法律的にはやや厳しく過ぎることになりはしないか。また、大店法全体として規制の緩和を図つていただきたいということを考えております中で新たな規制になりはしないか、私どもはこういうふうに考えるところでございまして、したがいまして、

居専用地域などという用途地域がございまして、この地域におきましてはある一定の商業用途が禁止められるといいますか、立地できないような規制が現にございます。それはその地域の環境保護のために必要だということでございます。しかしながら、そのような規制のない地域におきまして小売店舗の立地をどうこう規制するということは、都市計画上の観点から行き過ぎではないかと思ひます。したがいまして、大規模店舗を含めそれ以外の区域におきまして、立地の規制を都市計画的な観点から行うということは適正でないと考えております。

○小岩井委員 続いて伺いますけれども、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、私どもの大店法におきましても都道府県大店審を置くことができるということで、実態的にはすべての都道府県に大店審が今や置かれているわけでござります。この背景といたしまして、調整の権限をすべて国から地方、都道府県に委譲すべしということがそのお考えの背景になつていて存するわけでござりますけれども、これにつきましては、私どもといたしまして、基本的には、国としての統一的な見地から大きく大型店の出店調整がなされるべきであるということを基本にしておるわけでございますが、しかしながら、そのときどきの実情に応じて国と地方団体との権限配分のあり方といふものの別途考えていくという立場で行つてゐるものでございまして、国の権限を地方団体におけることを前提とした都道府県大店審の必要性とさいりますが、私は私どもの考えは異なるわけでござります。

○中尾国務大臣 現在、御審議をいただいております政府案は、まず「消費者の利益の保護」に配慮しながら、「大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整する」ことによりまして、「周辺の中間層の中小企業の事業活動の機会を適正に確保する」ということを指摘せざるを得ません。

したがつて、この法律案を撤回する意思がないのかということを承りたい。そして、先ほど社会案が阻害をするのではないかという懸念は多々あります。そういう問題点があるわけでありまして、この点について非常に大きな問題点があると考えておきたいと思います。これは大臣からお願いいたします。

○中尾国務大臣 現在、御審議をいただいております政府案は、まず「消費者の利益の保護」に配慮しながら、「大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整する」ことによりまして、「周辺の中間層の中小企業の事業活動の機会を適正に確保する」ということを指摘せざるを得ません。

したがつて、この法律案を撤回する意思がないのかということを承りたい。そして、先ほど社会案が阻害をするのではないかという懸念は多々あります。そういう問題点があるわけでありまして、この点について非常に大きな問題点があると考えておきたいと思います。これは大臣からお願いいたします。

○小岩井委員 続いて、輸入品専門店の設置に

関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案について伺いたいと思います。

年になるか、わからない答弁でした。これについては伺いたいと思います。

それから、「当分の間」大店法による調整を受けないことなく設置をするための所要の特例措置を講ずることとしておりますが、ここにも「当分の間」とありますけれども、これも、何ヵ月なのか、何年なのか、何十年なのか、あるいは百年なのか、先ほどのあれではわかりません。答弁してください。

さらに伺いますけれども、出店調整を必要とする大規模小売店舗の中に設ける輸入品の専門売り場を含めて一つの建物を計画するわけですが、片一方は出店調整を必要とする、片一方は必要としないという二通りの手続になるわけです。逆に非常に複雑化するのではないかと思うのですが、この点についてははどう考えているのか。

それからもう一つは、この輸入品専門売り場をふやしたからといって、すぐ明くる日から外国製品が飛ぶように売れるとは思われないのです。これは特効薬になり得ないと思うのです。ですから、売り場面積をふやしたいために、この輸入品広場——輸入品売り場ですが、そのうち、売れないから広場になってしまかもしれないけれども、そのために輸入品売り場として出してくるケースだって考えられる。もし消費者のニーズに合わないで品質が悪ければ購買力は上がらないと思うのですが、この点はどうですか。

○坂本(吉)政府委員 幾つかの御質問でござりますので、順次お答えさせていただきます。

第一点の「当分の間」という点でございます。これにつきましては、先ほど加藤委員に対してお答え申し上げましたところでござりますけれども、私どもいたしましては、我が国の貿易収支動向といふものを勘案しながら、輸入拡大の国際的要請にこたえていく必要がある間という意味でございまして、ここで何年間と具体的に答えると云ふことは難しいわけでございますが、いずれにしろ、輸入拡大を図るという我が国の政策的要請

が流く間というふうに答へざるを得ないの、御了承いただきたいと存じます。

それから、提案理由で考えております「当分の間」と特例法一条で定めております「当分の間」とは同じ意味のことを考へておるわけでござります。

それから、第三点でございますが、御指摘のとおり、大規模小売店舗になるお店を展開するというのに当たりまして、全体として、例えば三千平米あるいは四千平米ということになりますて、またその中に輸入品専門売り場というものが一百とか三百とかというふうに含んだ形で届け出がなされた場合には、もし事業者の側においてこの輸入品専門売り場としての特例を得たいということをごさいますと、その部分はこの特例法に基づいて届け出をしてもらいますとその後のいわゆる大店法による調整過程というものから外れるわけでござります。そういう意味で、若干二つの手続をお願いするということにはなりますけれども、その輸入品専門売り場の面積に関しましては調整を不要としておりますので、残りの面積についての調整を行うということで、必ずしも複雑な側面ばかりではないというふうに考へるわけでござります。

以上のように、私どもいたしましては輸入拡大といふ現下の要請にはいろいろな手段をもつておたえていく必要があるわけでございまして、大店法の側面におきまして、輸入拡大に資するためにはあるかということを検討いたしました結果、まさに当分の間、特別の調整手続を外した特別の措置というものによって、大型店と申しますか店舗における輸入品の取り扱いというものを容易にすることによって、少しでも輸入の拡大に貢献したいという趣旨に基づきまして本特例法案を御提案申し上げておる次第でございます。

○小岩井委員 第六条の改善勧告、この中で「政令で定める要件に適合しなくなつた」ときといふことがあります。この「要件に適合させるための必要な措置をとるべきことを勧告する」、これは

相当の期間というふうになつていていますね。勧告についても、改善命令も相当の期間となつていています。とすれば、仮にそんなに輸入品が特効薬的に売れるとは限らないとすれば、だんだん普通の売り場面積にしていく場合だつてあるでしょう。その場合に、要件に適合させるための必要な措置をとるよう勧告する相当の期間あるいは命令も相当の期間、こうなつて、その相当の期間だけ延ばすということだつて考えられるわけですね。そういうことに仮になつたとすれば、先ほど言う大型店舗に有利になつて中小売業者の事業機会をさらさら奪うことになるということになるのですね。この相当期間というのは具体的にどのくらいを指しているのか伺いたい。

それから、この営業の停止について書いてあります。この専門売り場について当然要件を満たさなくなれば営業ができなくなるわけであります。ところが、外国製品ではない製品を並べて営業を続けている場合だつてあるわけでありますけれども、厳しく監視の目を光らざなければならぬといふふうに思うのですけれども、この点どう考えますか、お伺いしたい。

それから最後にもう一点、かなりこの法律は無理があるのでないかというふうに思うのですけれども、輸入拡大の国際的要請の配慮、これを目的とする、わかりますよ、十分理解はする。しかしながら、これは輸入拡大の効果がそんなに上がるのだろうか。仮に、これはさつきちよつと気がついたいだけれども、アクアスキー・タムの服地です。ね、それからネクタイはエルメスです。それからベンも外國製品ですね。皆さんそうだと思うのです。輸入品専門売り場を設けなくたって買う人は買つてゐるのです。だから専門市場も特効薬的にどんどん輸入品が売れるというふうには思えない。そんなに輸入拡大の効果があると思えないですか。抜本的に検討し直したらどうですか。どうふうに思うのです。むしろこういう特例を設けることによつて弊害すら出てくるのではないかと懸念されるのですけれども、この点はどうなんですか。抜本的に検討し直したらどうですか。どう

うでしょ。○坂本(吉)政府委員　幾つかの点を御指摘いたしましたので、順次答えていただきたいと存じます。

最初御指摘の特例法六条の改善勧告、七条の改善命令それぞれについての相当の期間でございますが、御指摘のとおり輸入品専門売り場というものを要件に適合させるということとかこの条文の目的でございます。したがいまして、例えば考え方のケースといたしまして、輸入品専門売り場に国産品を置いているというようなケースがあるわけでございます。そういう場合には相当の期間と申しますのは、例えば国産品というものを撤去させ、そのために必要な期間といったようなことを頭に描いて相当な期間というふうにいたしておるわけでございます。

それから、中小小売商の事業機会を奪われて大型店のみにこの措置が有利になるのぢやないかという点でござりますけれども、私どもといたしましては、決して大型店だけに有利になるというようなことを考へておるわけでもございませんし、またその効果といたしましても、最後の点にも關係するのでございますが、最近かなり地方都市などにおきましては、東京や大阪のようにまだいわゆるブランド品というものがどんどん出回つてだれでもやすく買えるというところばかりではございませんで、そういったところではいろいろ工夫をして、輸入品専門売り場というものを置いて一種の集客のためにこれを活用するというようなことを考えておられる方がおられるわけでもございまして、私どもといたしましては、こうした大型店のみならず中小の小売業の方々にもそういうことを努力しておられる方がおられるわけがございまして、私どもといたしましては、こういうことで周辺の小売業に不測の損害が起るこということは避けたいということで、輸入拡大の要請との兼ね合いでこの点を千平米といふことで考えてきたわけでございます。

また最後の点でござりますけれども、全く効果がないのではないかという点でございますが、こ

の点につきましては、確かに輸入の拡大という点につきましては、いわば即効的なものというのはなかなか見つからないわけでございまして、いろいろな手段を組み合わせることによって、少しでも多くのものを輸入するということを日々努力を積み重ねていくということが大切なことであるわけでございます。そういう意味で、大店法の世界におきましても、できるだけ輸入品を扱うお店の展開というものを少しでも容易にすることをもって輸入拡大の一助にしたい、こういう趣旨に出するものでございまして、その点を御理解いただきたいと存する次第でございます。

○小岩井委員 この点についてはやりとりをしたところでありますか、時間が参りましたので、終わります。ありがとうございます。

○額賀委員長代理 午後一時三十分から委員会を開することとし、この際 休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

○奥田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続行いたします。大島章宏君。

○大島委員 日本社会党の大島でございます。

午前中からこの大店法を中心とした議論がされているわけであります。私は既存の商店街の活性化といいますか、そういうものを中心としているわゆる商業集積法、正式名称は特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案、それから、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、そして中小小売商業振興法の一部を改正する法律案、この三つの改正案等を中心にいろいろ御質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、この三つの法案の内容について、より理解を確かなものにするため幾つか御質問したいと思います。

最初に、商業集積法についてありますけれど

も、この商業集積法の第三条第一項、「特定商業集積」とは具体的にどのような施設を示すのか、また第三条第二項の「商業基盤施設」とは具体的にどのような施設を示すのか、そしてもう一つ、同じく第三条第三項、「商業施設」とは具体的にどのような施設を示すのか、そういうことについて最初にお伺いしたいと思います。

【委員長退席、甘利委員長代理着席】

○棚橋政府委員 お答え申し上げます。

まず最初の三条一項の特定商業集積でございますが、これは多様化、高度化する消費者ニーズへの対応あるいは商業集積を核とした街づくり等の観点から望ましい商業集積を核として、具体的には店舗等小売業の用に供される施設と、コミュニティーホール、イベント広場、アーケード等、コミュニケーション、アメニティ機能を有して、顧客その他地域住民の利便の増進を図るための多様な施設、これらが一体的に設置されます施設の複合体を指しております。

それから、第三条第二項の商業基盤施設でござります。これは先ほど申し上げました特定商業集積を構成する施設でありまして、具体的には店舗等の商業施設と一体的に設置される施設を指すものであります。具体的に例示を申し上げますと、

一つのパターンとしましては、共同物流センターあるいは共同POSの施設など、小売業者が共同して利用する共同利用施設を指します。それから、

もう一つのパターンとしましては、駐車場、コミニティーホール、イベント広場、アーケード等、コミュニケーション、アメニティ機能を有して、顧客その他地域住民の利便の増進を図る施設を指しております。

それから、この全国一律はなかなか難しいので

はないかという委員の御指摘でございますが、私どもはこの法律案の四条の二項にございますように四項目、特定商業集積の整備に関する基本的な事項、それから先ほど委員御質問の商業基盤施設

あるいは商業施設、これらが特定商業集積を構成する要素でございますので、これらに関する事項、それから非常に重要なのは、これらの特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的な事項、それから四番目に、その他特定商業集積の整備に関する重要な事項、これなどは例え

ば首都圏整備地域その他の地域整備計画等との関連などをこの例として考えておりますが、そういう

ような重要事項、こうした全国で大体共通の重

要事項について基本指針の内容としたいと考えて

おります。

それから、三番目の第三条第三項の商業施設と

はどういうものかという御質問でございますが、これは商業者が直接商業に供します店舗そのものの

あるいは倉庫など、営業用の施設を指しております。以上でございます。

○大畠委員 今のそれぞれの項についての説明はわかりました。

それから、第四条の第一項で大臣が「基本指針」を定めるとしておりますけれども、各関係大臣

が、通産大臣、建設大臣及び自治大臣ということ

であります。この基本指針ですが、北海道から九

州までを含めて、先ほど加藤委員あるいは小岩井

委員から話がありましたがとおり、各地方の商店街

といいますか地域の実態を踏まえて定めるとい

うことでありますけれども、私は非常に難しいじ

やないかなという感じがするのです。それが一

つかまえてその情勢の推移により必要が生じたとき

基本指針を変更するということであります。午

前中にも加藤委員、小岩井委員からもありま

つ。それが中心となつてこの基本指針を制定されようとしているのか、それについてお答えいただきたい

と思います。

○棚橋政府委員 お答え申し上げます。

委員御指摘のようにこの特定商業集積整備基本指針は第四条で定めることになつておりますが、

通産業大臣、建設大臣及び自治大臣がこの指針を定めるとなつておりますが、この三大臣は全く平等の立場で共同して、協議をして指針を定めるわけでございます。

それから、この全国一律はなかなか難しいので

はないかという委員の御指摘でございますが、私どもはこの法律案の四条の二項にございますように四項目、特定商業集積の整備に関する基本的な事項、それから先ほど委員御質問の商業基盤施設

あるいは商業施設、これらが特定商業集積を構成する要素でございますので、これらに關する事項、それから非常に重要なのは、これらの特定商業

集積と一体的に整備される公共施設に関する基

本的な事項、それから四番目に、その他特定商業

集積の整備に関する重要な事項、これなどは例え

ば首都圏整備地域その他の地域整備計画等との関

連などをこの例として考えておりますが、そ

ういう重要な事項、こうした全国で大体共通の重

要事項について基本指針の内容としたいと考えて

おります。

それから、三番目の第三条第三項の商業施設と

はどういうものかという御質問でございますが、

これは商業者が直接商業に供します店舗そのもの

あるいは倉庫など、営業用の施設を指してお

ります。

その両方の要請を満たすために、我々は大店法

の改正と同時にこの特定商業集積法によつて積極

的にこれから魅力のある商店街、街づくりを通じて小売商業を発展させていきたいという方々を支

援していく、これがこの法律の考え方でございま

すし、それからもう一つ、小売商業振興法の大幅

改正も、例えれば駅前商店街の再開発等を通じて積

極的に事業を展開していきたい小売商業の方々へ

の支援でございますが、こうした特定商業集積法

あるいは改正後の小売商業振興法によつて、意欲

のある小売商業の方を育てていきたい、振興して

いきたい、またそれがこの消費者ニーズにこたえ





ないかというふうに考えております。

○大蔵委員 今回私ども社会党も大店法改正の法案がありますが、もしもこの政府提案の大店法の改正案というものが通ったと仮定して、日本の全国で大体平成三年あるいは平成四年ぐらいに、なかなか見通しが難しいかもしれませんけれども、どのくらいの大型店あるいは大規模なショッピングセンターというものが各地に展開されるのか、そこら辺の見通しを持っておられるのですか。

○坂本(吉)政府委員 現在、手元に将来の見通しについての数字は持ち合せていないのでござりますけれども、ごく最近におきます大型店の出店状況といふものを参考に申し上げさせていただきたいとますと、ひとこりややハイベースの出店があつたわけでございますが、昨年の十月くらいから一スタウントいたしまして、一種、二種合わせてございますけれども、全国で見ますと九十件、あるいは場合によつては百件に近いというようなケースが現在まで三、四カ月続いているところでござります。

大型店の出店動向につきましてはいろいろな要素が働いておりまして、例えば現在では御承知のように設備投資に当たっての金利がかなり高いところを推移いたしておりますわけでございます。したがいまして、そういう財務面から若干ブレーキがかかっているところもございます。それから、当然のことではございますけれども、来年に向かつて景気と申しますか、消費というものがどういうふうに展開していくかと見るか、これによってもまた違つてこようかと思います。

それから、最近の傾向といたしまして、大型店とはいえ実際はナショナル——大体そんなところで、私も正確にはあれでございませんが、まあ一ヶ月百件を上回ることは余りないのじゃないかなと思っておるのでございます。現実に出店表明のためにこの三つの法案ができると理解してい

うか、出店案件の処理でございますけれども……

○大富委員 私が今お伺いしたのは、大店法の緩和に伴う地域、いわゆる既存の商店街の活性化のためにこの三つの法案ができると理解してい

○坂本(吉) 政府委員 現在、手元に将来の見通しについての数字は持ち合わせていないのでござりますけれども、ごく最近におきます大型店の出店状況というものを参考に申し上げさせていただきますと、ひととこりややハイベースの出店があつたわけでございますが、昨年の十月くらいからベーカースダウンいたしまして、一種、二種合わせてでございますけれども、全国で見ますと九十件、あるいは場合によつては百件に近いというようなケースが現在まで三、四カ月続いているところでござります。

るわけがありますが、今、月百件というような話を  
ありましたけれども、私の方でいろいろ資料を  
調べてみると、平成四年から五年にかけてオー  
ブンする大型店というのは全国で大体四百店から  
五百店ぐらいあるのじゃないか。そういうことを  
想定した場合に、今は平成三年度の予算で集積法  
関係で大体十カ所、あるいは小振法の方で七十カ  
所ぐらいだとすれば、その間には非常に差がござ  
ります。したがって、大型店の出店に伴って地方  
の商店街が非常にダメージを受けるということ  
で、この三法案を利用して一生懸命地元の既存の  
商店街の活性化を図ろうとして今の予算以上の申  
請が起きた場合、これは仮定でありますけれど  
も、そのときに一体、内容は、趣旨は非常にいい  
のですが、大店法の改正に伴う地域での影  
響を最小限にして、かつ既存の商店街の活性化を  
図ろうとするこの法案、予算の措置が非常に必要  
なわけなんです。そういうふうに今お話しの予算  
以上に地元からの要求が出てきた場合に国はどう  
いうふうな対応をされようとしているのか、お伺  
いしたいと思うのです。

○棚橋政府委員　想定した場合に、今は平成三年度の予算で集積法関係で大体十カ所、あるいは小振法の方で七十カ所ぐらいだとすれば、その間には非常に差がござります。したがつて、大型店の出店に伴つて地方の商店街が非常にダメージを受けるということとで、この三法案を利用して一生懸命地元の既存の商店街の活性化を図ろうとして今の予算以上の申請が起きた場合、これは仮定でありますけれども、そのときに一体、内容は、趣旨は非常にいいのでありますが、大店法の改正に伴う地域での影響を最小限にして、かつ既存の商店街の活性化を図ろうとするこの法案、予算の措置が非常に必要なわけなんです。そういうふうに今お話しの予算以上に地元からの要求が出てきた場合に国はどういうふうな対応をされようとしているのか、お伺いしたいと思うのです。

私が外れると申し上げました高島商業専科院へし  
ての十プロジェクトは、ちなみに平成三年度予算  
では総事業費で一千二百億円の事業を想定して予算  
対策を講じておりますが、この予算には、通産省  
だけではなくて、建設省、自治省のいろいろの関  
係の補助金、無利子融資それから超低利融資等々  
がありますが、大まかに見まして大体その三分の  
二程度を国あるいは地方自治体で援助する、こう  
いうことで、予算的には相当額なものでございます。  
ます。昨今の財政事情の中できれだけの予算を組  
んでいるわけでございますが、そういう点で、当  
面、十プロジェクトということに予算上は積算を  
いたしたわけでございます。

場所を選んだり、規模を考えたり、開店時期を考えたりするわけでございます。恐らく準備期間は、地域によって違いますけれども、早くできるところもあれば、相当時間がかかるところもあります。それから、地方においては、これに大いに期待しながら、法律が成立しませんと踏み切れないと、いうものもござります。私どもは、これは単年度で終わるものではなくて、恐らく二年、三年かかるもので、予算的には繰り述べ措置が認められておりますので、スタート時点としては十プロジェクトではありますが、平成四年度、五年度、また財政当局と折衝をしてこの対象地域をできるだけ広げていきたい、こういうふうに考えております。

なお、小売業振興法の対象につきましては中小企業庁がお答えすべきであります。これについては、こういう形で何カ所というような特定はしてございません。したがいまして、プロジェクトの大小にもよりますので、候補の対象地域はかなり柔軟に期待にこたえられるのではないかと考えております。

○大島委員 予算的な措置というものは大変重要な小企業庁がお答えすべきであります。これについては、地元地域からのそういう要請には予算的にも最大限に配慮して対応するよう、また、予算以上のそういう申請があった場合には、いろいろ検討をされると思うのですけれども、非常に古くから一生懸命頑張ってきた既存の商店街の方が、商業地域がだめにならないように、最大限の予算措置をするように全力で頑張っていただきたいと思います。

それから、今予算という話がありましたけれども、この場合の負担割合でございますけれども、私どもは、整備すべき場合のプロジェクトの事業費のトータル二分の一を国と都道府県が半分ずつ、す

期待しながら、法律が成立しませんと踏み切れないと、いうものもございます。私どもは、これは単年度で終わるものではなくて、恐らく二年、三年かかるもので、予算的には繰り述べ措置が認められておりますので、スタート時点としては十プロジェクトではありますが、平成四年度、五年度、また財政当局と折衝をしてこの対象地域をできるだけ広げていきたい、こういうふうに考えております。

なお、小売商業振興法の対象につきましては中小企業庁がお答えすべきであります。これについては、こういう形で何カ所というような特定はしてございません。したがいまして、プロジェクトの大小にもよりますので、候補の対象地域はかなり柔軟に期待にこたえられるのではないかと考えております。

たと思うのですが、この三つの法律の趣旨を生かすために、地元地域からのそういう要請には予算的にも最大限に配慮して対応するように、また、予算以上のそういう申請があった場合には、いろいろ検討をされると思うのですけれども、非常に古くから一生懸命頑張ってきた既存の商店街の方が、商業地域がだめにならないよう、最大限の予算措置をするように全力で頑張っていただきたいと思います。

それから、今予算という話がありましたがけれども、この場合の負担割合といいますか、こういう事業の場合、どういう形で国、県あるいは地元という負担割合になりますか。

なむち四分の一ずつを補助するという建前をとっているわけでございます。したがいまして、残りの二分の一つにつきましては地元の商店街等で資金を確保しなければいけないということになるわけでござりますが、その場合であっても、また別途中小企業事業団の無利子融資を今年度から特に創設をしてございまして、これは総事業費の八〇%まで無利子融資で、五年間据え置きのトータル二十年間で返済するという大変有利な制度もつくつてあるわけであります。そういうわけでございまして、そういうわけでありまして、そういうふたつの総合的な支援によりまして商店街を整備していく、こういう考え方でございます。

○大畠委員 今、二分の一は国と県という話がありましてけれども、東京都のように財政が豊かな地方自治体もありますし、あるいは財政基盤が非常に弱い県もありまして、法案を適用することによって、その地域の、県の財政を圧迫してしまうおそれはないでしょうか。

かと思つております。

○高橋(憲)政府委員 これは現在非常に緊急を要します商店街の整備、小売商業の振興という問題でございますので、今般の対策につきましては、全国共通の条件のもとで行なうことが基本であるうただ、個別の支援策について申し上げれば、いろいろとそこには個々の自治体の富裕・貧富の状況が反映されるべきものもあるわけでございまます。例えば中小商業活性化基金ということで、計画を各商店街につくついていたく場合の補助金を都道府県の公社で確保しているわけでございますけれども、そういう基金につきましては、この基金の財源については国と都道府県が半分ずつでございますが、その半分ずつ都道府県が負担する場合におきまして地方交付税の交付金による財政補てんが行われているわけでございますが、財政力の豊かな一部の大都市圏の地方公共団体については講じられていないというような実態もございまして、個々の自治体についてはそのようなニーズансスがつけられているところでございます。

○大島委員 今、二分の一は国と県という話があ  
りましたけれども、東京都のように財政が豊かな  
地方自治体もありますし、あるいは財政基盤が非  
常に弱い県もありまして、法案を適用することに  
よって、その地域の、県の財政を圧迫してしまう  
おそれはないでしょうか。

○高橋(選)政府委員 これは現在非常に緊急を要  
します商店街の整備、小売商業の振興という問題  
でございまして、今般の対策につきましては、  
全国共通の条件のもとで行なうことが基本であらう

かと思ております。ただ、個別の支援策について申し上げれば、いろいろとそこには個々の自治体の富裕・貧富の状況が反映されるべきものもあるわけでございまして。例えば中小商業活性化基金ということで、計画を各商店街につくっていただく場合の補助金を都道府県の公社で確保しているわけでございますけれども、そういう基金につきましては、この基金の財源については国と都道府県が半分ずつでございますが、その半分ずつの都道府県が負担する場合におきまして地方交付税の交付金による財政補てんが行われているわけでございますが、財政力の豊かな一部の大都市圏の地方公共団体につい

ては講じられていないというような実態もございまして、個々の自治体についてはそのようなニーズансスがつけられているところでございます。

かく地方自治体も非常に財政的に、よく三割自治とがんとが言われておりますけれども、地方自治体の財源を余り圧迫するようなことのないようになります。今のような方針のもとにぜひ協力にやっていただきたいと思います。

それから、いろいろ議論を進めてまいりましたけれども、加藤委員からお話をありましたとおり、既存の商店街が一番困っているのは、後継ぎがいない、あるいは駐車場がない、そういうことも大きな原因になつております。

今回のこの既存の商店街を活性化するために駐車場は大変無視できないわけであります。建設省としてこの法案の改正を契機としてどのような形でバックアップしていくか、そういうことについて建設省の考え方をお伺いしたいと思います。

まず第一点は、商店街において地権者等が共同で駐車場に対するお尋ねでございますけれども、今度の法律に絡めて、私どもの方でも平成三年度から新規の施策をさらに追加してございます。

新編 金瓶梅

に駐車場をつくる場合に共同駐車場補助とし新規補助制度を実現させていただいておりま。第二点は、市街地再開発事業など各種の再開発事業がありますが、この補助対象に駐車場もなっているのですけれども、その要件を緩和して幅広に補助できるような新たな補助制度の拡充を行っておきます。第三点は、道路管理者がみずから公共事として駐車場をつくる場合にそれを補助対象とようということで、これも大きな制度でございすが、そういったものも新しく実現させていたしております。それから、補助金ではございませんが、税制面では、地方税、国税を通じまして、地方税の拡充あるいは国税の創設、そういう駐車場税制の拡充もお願いしてございます。な法律面につきましても、駐車場法の改正といことで、駐車場を計画的に整備する仕組みの法改正を提案してございます。

○大畠委員 建設省の方でもそういうバックアップをぜひお願ひしたいと思います。

既存の商店街の活性化を中心に質疑をしてまいりましたけれども、いずれにしても、店舗の集団化とか駐車場の整備とともに消費者に非常に魅力ある街づくりを進める必要があると思います。そういう意味では、今回の法改正を契機としてそういう形でやっていたいとと思うのですが、この法改正をうまく利用して各地の既存商店街の振興を図るためどうしたらいかということが私は非常にポイントだと思うのですけれども、例えばプロのアドバイザーの団体をつくつたり、あるいはこの三法案を生かしてこれからどういうことをやっていくこうとしているのか、運用上の方策をお伺いしたいと思います。

○高橋(建)政府委員 今回の特に商業振興三法案の成立をいたりますれば、また既に成立をしていただいております予算をもって今後の商店街対策を進めるというときにおきまして、やはり計画をどのようにうまくつくっていくか、それからその計画に基づいて商店街のハードの整備をどのようにやっていくか、それからその中で個別の店舗をどのように魅力あるものにしていくか、これが基本であるかと思つております。さらにそれをモデル的に、大型店と中小店との広域的な高度商業集積をモデルとしてつくっていく、これも重要なポイントだと思っておりますけれども、いずれにいたしましても私ども、予算あるいは法律をおつくりいただいた上で、さらに商店街をきめ細かく指導いたしまして、また中小企業事業団などとも連携いたしまして、きめ細かい総合的な対策を今後講じていく考えでございます。

○大畠委員 いろいろ質疑応答させていただいてきたわけでありますが、いずれにしても、趣旨としては非常にわかるのですけれども、どうも地方自治体の権限の強化あるいは財政の強化というものにもうちよつと配慮をした法案をつくるべきではないかたのかということを指摘したいと思います。いずれにしても、本改正の趣旨を生かして中

小小売商店街の振興を実効あるものにするためにも、各関係省庁の皆さんのお一層の真剣な取組みを希望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

てみましたときに、同時に消費者利益を一層守つていく、あるいは日米構造協議から起きてまいりました国際協調等々も考慮すれば、単に商業振興のみならず商業調整政策も含めて「一体として新しい商業政策を推進していく必要がある」と考えるところであります。政府が今回の流通関連の五法案を一括して提案されている理由、その趣旨をお

まず最初に、大臣にお伺いをしたいわけでございますが、現在、消費者のライフスタイルが変化をしてまいりました。同時に、消費者のニーズもそれに伴って大きく変化しております。また、都市構造やあるいはモータリゼーションによる交通体系の変化も生じているわけでございます。そういう中で、今商業地からなる要塞は大変な

○中尾國務大臣 森本委員からまさに、なぜ五法案を一括して提案したのか、それぞれの持ち味、それぞれのまた特徴・特質、それぞれ勘案しても、どうして一括して提案したのかというようなお言葉でございました。それに答えてみたいと思います。

きく変化しておりますと、中小小売業者、先ほど  
来も質問が出ておりますが、後継者がいない問題  
等々を含めまして大変厳しい状況に立たされてい  
るところでございます。そのため商業発展のため  
の、商業振興を図るための対策を抜本的に講ず  
る必要があるのではないかと思うところであります  
して、今回相当の予算をこういった問題に繰り込  
まれているということについては歓迎すべき点で  
はないだろうかと思っております。同時にそれ  
が、単に商店街の発展のためだけではなく、や  
はり同時に、そういった商店街が発展していくあ

消費者ニーズの多様化等、小売業をめぐる最近の諸情勢の変化の中で、我が国の国際経済というものに及ぼす影響あるいはまた国際協調を図るということの要請は、委員御指摘のとおり、そういうものを踏まえなければならぬことは申しますでもございません。消費者利益の確保及び地域の中小小売業に及ぼす影響も十分に配慮しなければならないことも申すまでもないわけでございますが、大店法の規制緩和が必要と判断したものでございまして、今回の大店法改正法案等二法案は、このような内外の要請を踏まえてまとめたものと感じておるわけでございます。

あるいは小売業界が發展していくことによつて、生  
活者のための政治といふものが実現されなければ  
ならない、いわば消費者の利益をも保護していか  
なければならないと感ずるところでござります。  
今回、政府が提案している流通関係の五法案、  
大店法改正などの商業調整に関する二つの法案  
と、それから中小小売商業振興法改正を初め商業  
振興のための三法案とで成っておりますが、中小  
商業をめぐる厳しい状況を踏まえると商業振興の  
ための対策を優先して実施すべきである、そうち  
つた意見もありますし、私もそのように思うとこ  
ろであります。しかし、先ほど申し上げました  
ように、消費者の利益を守るという立場から考え

片やまた、中小売商業振興法改正案あるいは商業集積法などの商業振興に関する三法案は、消費者ニーズの多様化や都市構造の変化等が進む中で、大店法の規制緩和の推進に対応しながら、中小売商業の振興やあるいは街づくりの活性化の視点などを加えました商業集積の整備など、商業の健全な発展を図る観点からも特段の振興対策を講ずるためのものでございます。

このような意味で、これらの五法案は、商業をめぐる環境変化への対応をするためでございまして、内外の要請を十分に踏まえまして規制緩和を図るとともに、大型店と中小売店との共存共栄を目指しました新しい商業振興策の実施を総

合的に推進しようとするものございまして、各法案の円滑な実施を通じて全体として消費者利益の増進の実現を目指すものであるところから、これらはお互に密接に関連し一体不可分のものと考えております。したがいましてこれら五法案を一括してお詣り申し上げた、こういう順序段階になつたわけでございます。よろしくお願ひしま

○森本季彌 中小企業庁長官にお尋ねいたしま  
す。

今一括して出されたわけでございますが、この三法案あるいは商業発展のための街づくりのためのいろいろな施策が講じられるまでの段階で、店法が改廃云々ということが騒がれましたときには、数多くの中小企業団体、特に商業団体の皆さん方の中から強い反発がありました。私も商店街の皆さん方のいろいろな意見をその間聞いてまいりました。ある団体では断じて改正反対だという御意向もあったようございますが、今回のこの三法案で、商店街の皆さんも自分たちで自助努力も同時にしていくかなければならないという一つの考え方にもお立ちになつたのではないかと思うところであります。

各団体の意見につきましては、十七日の参考人質疑の場でそれぞれ団体の皆さん方がお述べいたしたことでありまして、私もそのとき参考人の御意見を拝聴させていただこう、そのように思つているところでございますが、大店法改廃かといふ問題のときと今日と、各団体の動向は変わってきているのじやないだらうか。個々の団体によつて異なると思いますが、総じて中小企業庁は、今回この五法案の改正について団体はどのようにとらえているのかということについて、長官からお伺いしたいと思います。

○高橋(達)政府委員 確かに、今森本委員が御指摘になりましたように、昨年の日米構造協議の報告が出たころと最近時点では、中小小売商業者の考え方も大分変わつてきているのではないかとうふうに認識をしております。御案内のとおり、

今まで御指摘がございましたように、近年構造変化が中小小売商業を大変激しく襲っているわけでございまして、そこに大店法の改正という問題が出てきたわけでございますので、昨年の段階では小売商業者の皆さん、一体これからどうなるのかということで大変不安に思つたところでござります。

しかしながら、冷静に考えてみると、構造変化というものは、大店法の改正あるなしにかかわらず、中小小売業者の身の回りに降りかかってくる問題でございまして、これに積極的に敢然と立ち向かっていかなければいけないという考えが、その後基本的に、総じて申し上げれば、やはり中

いろいろ商業の方面に出てきたものでないかともうふうに思つております。また、消費者の利益を増進するということが中小売業者の一つの大いな使命であるとすれば、消費者側にとりましても、大型店だけではなくて、やはり街の顔でありあるいは暮らしの広場である商店街たるもののが非常

に重要であるということは明らかであるわけでございまして、そういう問題に対しまして、商店街の活性化をしようという努力の芽が出てまいりまして、これが再生の道へつながるというふうに思つてきているところでございまして、これに対しまして国も積極的に支援していくということにしたわけでございます。

そのようなことで、十七日には参考人の御意見も聞いていたところになっておりますけれども、総じて申し上げれば、構造変化等あるいは国際協調等、そういうた中で、大店法の改正については基本的にやむを得ないという感じを、私どもと関係している中小企業の団体の方々は持つてお

○森本委員 そこで、今回の改正の点でございま  
すが、従来から大店法については商調協が存在し  
ておつて、これは法的ないものが存在してい  
て、そしてそこでいろいろトラブルがあつたり、  
不透明な部分があつたり、不公平な部分があつた  
るというふうに認識をしているところでございま  
す。

り、あるいはまた大型店の出店に、一部ではありますけれども十数年かかるというふうなものがあった、こういった点が街の活性化を場所によってはおこらしてきた場合もありますし、それから同時に、日米構造協議の中でもそういった点を指摘されてきたのではないだろうか。

そして、第一段階の規制緩和が行われて今回の改正というところになつていいくわけでございますが、今回の改正では、商調協にかかるものとして大店審が今後その役割をつかさどっていくというふうに聞いております。また、従来、批判されてきた商調協をなくすということをございますが、その大店審の問題について具体的にいろいろと尋

ねてみたいわけでございますが、現在の大店審と  
いうのは全国に十六の地方部会を有しているとい  
うことでございます。果たしてこの十六の地方部  
会で、調整期間を一年に縮めていくことができる  
のか。

てきたものの、あるいは規制緩和の中で、一年半と  
いう流れの中で今調整が行われているわけでござ  
いますが、果たして今回の改正のこの一年間とい  
うものが、大店審でそのことができるのかどうか  
という点についてお伺いしたいわけであります。

同時に、その十六の地方部会では本当に地元の

意見を十分に聞くことはできないのではないか、あるいは数多くあるそういった出店を処理できないのではないだろうか、私はむしろ、その十六部会からさらに細かく、それぞれの各県につづつそういうものを置いて、そしてその場でよく審議していかないと本当の地元の意見は反映されてこないのではないかと思ふが、どうで

○坂本(吉)政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、今回の法改正を契機としたしまして、従来のいわゆる商調協にかえて大店審を中心とする審査ということに移行をさせたい、こういうふうに思つておるがござらぬかと思ひます。

さて、大店審のこれから機能についての御懸

三

の御協力をお願いしておるわけでござりますけれども、このほど一年にわたる処理状況を見てみると、現在六ヶ月を予定しております事前説明が今までの状況で平均約四・一ヶ月ぐらいで終わっております状況にございます。そういう意味で、新しいスキームにおきまして、対地元説明を四ヶ月にするのはそれほど無理のあることではないのじゃないか、こういうふうに考えております。

前としてはやはりそういうことになりまして、中立、公正の維持できる学識経験者の中から選びたい、こういうふうに思うわけでございます。その数につきましては、まだ私ども最終的に定めておるわけではございませんけれども、現在の地方学会の数などを参考にして、それにほぼ匹敵するような数でいくべきではないかなと思っておりまます。また、その構成メンバーは、午前中もちょっと

とお答えされたのですけれども、例えば各地域の大学の学長さんあるいは先生方、あるいはジャーナリストの方、あるいは消費者の代表の方、そういったように区々に分かれるかと思いますけれども、学識経験者の中から構成するようについても、うに考えておるところでございます。

とかこの一年間という期間の中で十分な審査をや  
れるよう関係者の努力を要請しておきたい、こ  
んなふうに思っているところでございます。  
**○森本委員** 商調協の場合にはよく言われたので  
すが、顔が見えないということを言わされました。  
今回の大酒店審でいろいろ調整をやる場合に、透明  
化という面からも非常に大事なことは、顔の見え  
る大酒店でなければならない、そのように思うと  
ころであります。

○森本委員 構成メンバーはわかりました。それから人数については大体六人ぐらい、現在の地方部会に合わせてということでございますから大体六人ぐらいと解釈をしていいのでしょうか。

それで、今そういう予定でございますといううけでございますが、もう間もなくこの法律が改正された場合にスタートしなければならないわけでございますが、まだその点については十分に固まっていないのでしょうか。もし固まっていないの

そこで、今審議官から、各県一つを一応めどとして審査会を設けるというふうに御説明をいたしました。私も、少なくとも一つ、あるいは多いところで二つ、ただし余りにも少ないところについては場合によつては二県合同ということになり得るかもわかりませんが、原則として各県一つを

であれば、それはその構成メンバー等々基準について全体が固まつてくるのは大体いつをめどとされているのか。固まつていないとすると、よいよこれが始まつたときににわかにではやはり困るのと思います。そういう意味で、全体が固まるのはいつを目途とされているのか、伺いたい。

めどに設けるべきであると思うところであります。  
同時に、その審査会のメンバー構成はどのよう  
な形でされようとしているのでしょうか、お伺い  
します。

○坂本(吉)政府委員 各地におきます審査会の構  
成メンバーでござりますけれども、私どもといった  
しましては、現在の大店審査の地方部会というのは  
当地の商業事情に明るい学識経験を有する者の中  
から選ぶ、こういうふうに定めておりまして、建

○坂本(吉)政府委員 御指摘のとおりでございまして、ただいま審議会におきましてかなりの頻度で議論をしていただいております。おおむね大酒店審の組織のあり方あるいはその機能、それから元の意見の吸収の仕方その他の手続的なことも含めて骨格をほぼ固めつつあるところでございまして、そういった大筋のところにつきましては、夏ごろまでにはその骨格を定めておく必要があると思います。ただ人選につきましては、この法案をお認め願いまして、これが施行になりますのは交

付後九ヶ月ということです。その準備期間中に人選を含めて審査の体制を決めたい、こういうふうに思つておりますので、今から見通しますと、秋ごろぐらいまでには人選も含めて審査の体制をきっちりしたものにしなければならない、こんなふうに考えておるところでございます。

○森本委員 そういうメンバーが決まりまして審査が行われるわけですからども、商調協の場合には審議内容が公開されていなかつた。その辺がいろいろと言われた点でございますが、私は、今回の場合、そういった審査プロセスを明確にして、審議内容も公開されていくべきではないだらうかというふうに考えておりますが、どうですか。

○坂本(吉)政府委員 御指摘の点につきましては大変重要なポイントでござりますので、今後の審議会の運営に当たりまして、それこそ大規模小売店舗審議会の委員の皆さんとの審議を仰ぎたいと思つておるのでございますが、ただ商調協のときにも同じような問題が実はございまして、審議の過程を一つ一つすべて公開するということは、やはり委員の中立性を維持するという意味におきまして、これはなかなか一方において難しい。しかし、開催頻度それから審議事項そして議事の概要ということにつきましては、できるだけこれを公開することによりまして、先ほど委員御指摘のよくなな顔の見える大店審、地元に身近に感じる大店審といふように私どもも持つていいたいといふふうに考えておりまして、どこ辺までが公開可能などと、また誤解を生んでいたりしてしまふのではないかと思います。

○森本委員 ゼひ公開の基準を設けていただいて、そういったことが一般市民にとつてもわかりやすくしていかなければならぬ。そうでないと、また誤解を生んでいたりしてしまふのではないかと思います。

そこで、そのメンバーが決まりました場合に、そのメンバーは当然机上でそういったことを審査されるのではなくして、いろいろと現地に出向いて、商店街の皆さんやあるいは消費者の皆さんの

御意見もお聞きになることになるうかと思います。そういった意見聴取もされることになるかと思いますが、同時に、地元の商工会議所やあるいは商工会、こういった人たちがいろいろと今日まで積み重ねてきたもの、あるいはまた地域の事情に非常に明るいものであります、あるいはそれぞれの街の、全国に四千ほどある商店街、商店街の組合の皆さん、こういった人たちの意見がやはり十分に反映されていかなければならぬと私は思います。

ところで、最近のマスコミを見てみると、商調協にかわるものとして、商工会議所の方から商間協というのを設けて、そういった商間協がいろいろと意見を集約していくはどうかという提案があるよう報道されておりました。私は、それが商間協という形になるかどうかは別にいたしまして、今日まで積み重ねた商工会議所や商工会の皆さん方の御意見を聞くことは極めて大事なことだと思います。しかしながら、それは従来の商調協にかわるやみ商調協となるのではなくいかという御批判もあるわけでございますが、その点についてどのように考えておられるのか。意見の聴取の仕方あるいは同時に意見の集約の仕方についてどのように考えておられるか、御答弁願いたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 第一点の大店審における地元の意見の聴取という点でございますが、これはずつと法改正におきましても大店審が地元の意見を聴取することを從来に加えて義務づけをいたしましたわけでございます。現実には、大店審の地方の組織のメンバーが出店の現場の方に参りまして、その消費者あるいは学識経験者、小売商業者の意見を聞くということを地元意見の聴取過程の基本に置いておるわけでございます。こういったことを通じて地元の意見が大店審の地方の組織に反映できる方法を担保していきたい、こういうふうに考えております。

それから、委員御指摘のように商工会議所及び商工会の機能、場ということでございますが、御

指摘のよう、商工会議所は地域全体の福祉の増進という見地から、単に商業者の立場のみならず地域全般の立場から意見を申せる法律上の団体でございまして、その見識は地元の意見をある意味で違った角度からも代表し得るということで、私ども法律にもございますようにこの意見を大酒店審が聞いていく過程は大切だと思っております。特に、地元の実情というものを生の形でぶつけてして実情が十分大酒店審に反映されるためには、この商工会議所といふものを引き続き活用することが有効な方法であると考えておるわけでござります。

先ほど商調協にかわるやみ商調協的なものとして商業問題協議会といったようなものが一部の新聞に報道されたという点の御指摘でござりますけれども、私ども、大変この記事につきましては我々の本意に沿わないものということです。各地でこの点については聞かれれば否定をしておるわけでございまして、基本的な考え方を申し上げますと、名称のいかんを問はず大酒店審以外の場で実質的な調整を行なうということは全く考えていいわけでござります。ただ、地元の意見というものを反映できる場としての商工会議所というのを活用するということは今後あり得ることであります。そこで意見がいろいろ区々に分かれる存じます。一本にまとまる場合もございますし、また、そういう場合もあるわけでござりますけれども、そいつた地元の意見の集約、整理、こういったものを商工会議所には依頼をいたしたいと思うのでござりますが、いさかもそのことが新たな調整を意味するものではないということを申し上げさせていただきたいと存じます。

#### ○森本委員 商店街の皆さんの御意見も十分、そ

うして反映をしていかなければならぬと思いま

す。同時に、それぞれの市町村にはそれぞれの都

市計画があります。先ほど来社会党の諸先生方か

ら、都市計画に基づく各市町村の意見をよく反映せよというような御意見があつたかと思ひます

が、同様にこの大酒店審に市町村の意見、そこに住

む住民を代表する意見を集約したものを聽取しな

ければならないと思いますが、大酒店審ではそ

ういふ角度から意見を聞く場があるのか、同時に

それはどういうプロセスをもってお聞きになるの

か、反映されるのか、その点について伺います。

○坂本(吉)政府委員 法制的な側面で申し上げま

すと大酒店審が市町村、都道府県の意見を聞くとい

う過程はないわけでござりますけれども、しかし

ながらその調整のプロセスを通じまして市町村長

は都道府県が大酒店審のいわば庶務部局、事務局と

して庶務の整理に当たるわけでございます。そ

ういう意味で、その審議に当たりまして事実関係、

またそれらをめぐる諸般の消費者並びに小売商業

者、そういった大酒店審の実情というものを伝えると

ます。また地方自治法二百四十五条第四項につき

まして、本条を根拠といたしましてこの十五条

の五の実効性を確保してまいりたいと思っており

ます。また、また地方自治法二百四十五条第四項につき

まして、本条を根拠といたしましてこの十五条

の五の実効性を確保してまいりたいと思っており

ます。また、御指摘のようにやはり大酒店審の実情とい

うようなものもございましょうから、我々として

は適時適切に是正方を求めていくということがな

お必要とされるのではないかというふうに思って

おります。

○松本説明員 お答えいたします。

御指摘の地方自治法二百四十五条第四項とい

う規定は、一般的に主務大臣の側から地方公共団体

に対しまして技術的な助言もしくは勧告を行なうこ

とができるということを規定いたしたものでござ

いまして、ただいま御答弁もありましたように、

本条を根拠として主務大臣である通産大臣がその

技術的な助言や勧告を行うことができることは言

うまでもないことなのでござります。

もう一つ同じ点でござりますが、地方自治法第

五百五十五条は、助言、勧告、資料提出であ

る厳しい規制があると言われておりますが、この改

正案でこれらを国レベルに合わすことができるの

か。

もう一つ同じ点でござりますが、地方自治法第

五百五十五条は、助言、勧告、資料提出であ

る厳しい規制があると言われておりますが、この改

体が六十三年は百六十二万店、五十七年から比べますと十万店減少、殊に零細企業は六十三年が八十七万店、五十七年から十六万店減少している。いわゆる従業者規模一人から二人の零細商店が十六万店減っています。街のあちらこちらに歯が抜けたように店が閉まっているところがあるわけでございまして、それはもう商店街の体をなしていないと言つても過言ではないと思います。商店街数は全国で一万六千の商店街があります。組織化された商店街数は約四千商店街と言われているところでございますが、この商店街崩壊につながってこないかどうか、これは商店街の人たちも大変な危惧を抱いているところでございますので、答弁をお願いいたします。

○高橋(達)政府委員 中小売商業の現状につきましては、ただいま森本委員から詳細に御指摘がありました。まさにそういう状況で、昭和五十七年の百七十二万の商店をピーコクにいたしまして減少傾向を続けておりまして、特に小規模零細商業者がその減少の傾向が著しいという状況でござります。こうした背景にはもちろんの構造変化がございまして、そうした構造変化の中で、あるものは後継者がいない、あるものは競争になかなかついていけないと、いうような状況で、数が減ってきています。いろいろと将来を検討しているところでございますが、やはり基本的には商店街というものが、商店街の方々は今後どうするかということをございまして、商店街の中でも御指摘になりました。そこで単に買い物をするだけではなくて、集い、憩い、楽しむという広場であるわけでございますので、そうした広場を今後また再構築していくことが出てきているわけございます。この点については、冒頭の御質問についてお答え申し上げたとおりでございます。

そういう状況の中で、今後環境はますます厳しくなつてまいりますけれども、お認めいただきまます。いわゆる従業者規模一人から二人の零細商店が十六万店減っています。街のあちらこちらに歯が抜けたように店が閉まっているところがあるわけでございまして、それはもう商店街の体をなしていないと言つても過言ではないと思います。商店街数は全国で一万六千の商店街があります。組織化された商店街数は約四千商店街と言われているところでございますが、この商店街崩壊につながってこないかどうか、これは商店街の人たちも大変な危惧を抱いているところでございますので、答弁をお願いいたします。

した平成三年度の予算並びに平成二年度の補正で小売商業対策は千六百二十一億円を通産省関係だけで計上させていただいているわけでございまるところがあるわけでございまして、それはもう商店街の体をなしていないと言つても過言ではないと思います。商店街数は全国で一万六千の商店街があります。組織化された商店街数は約四千商店街と言われているところでございますが、この商店街崩壊につながってこないかどうか、これは商店街の人たちも大変な危惧を抱いているところでございますので、答弁をお願いいたします。

○高橋(達)政府委員 中小売商業の現状につきましては、ただいま森本委員から詳細に御指摘がありました。まさにそういう状況で、昭和五十七年の百七十二万の商店をピーコクにいたしまして減少傾向を続けておりまして、特に小規模零細商業者がその減少の傾向が著しいという状況でござります。こうした背景にはもちろんの構造変化がございまして、そうした構造変化の中で、あるものは後継者がいない、あるものは競争になかなかついていけないと、いうような状況で、数が減ってきています。いろいろと将来を検討しているところでございますが、やはり基本的には商店街というものが、商店街の方々は今後どうするかということをございまして、商店街の中でも御指摘になりました。そこで単に買い物をするだけではなくて、集い、憩い、楽しむという広場であるわけでございますので、そうした広場を今後また再構築していくことが出てきているわけございます。この点については、冒頭の御質問についてお答え申し上げたとおりでございまます。

これは第三セクター等の特定会社あるいは財団法人、公益法人、そういったものを街づくり会社として法的に位置づけまして、商業基盤施設整備などを行う事業を助成の対象としているところでござります。また、御審議いただいております商業振興の三法案、そういったものをベースにいたしまして、国も強力に、抜本的に支援をしていく中で、何とか消費者にこたえる魅力のある商店街をつくるよう商店街の方々も努力をしていくものと期待をしているところでございます。

○森本委員 そこで商店街を、従来ある商店街から新たな商店街づくりを今後推し進めていかなければならぬと思いますが、商店街づくりというのは新しい形での公共事業という点にまで位置づけてやるべきではないだろうかと私は考えているところでございますし、チャーンストア協会、百貨店連盟におきまして、特定商業集積として商店街・商業集積を整備する場合に、都市計画や街づくりビジョンとの整合性を持つた計画となるように、市町村の作成する基本構想に位置づけることとしておりますし、また、同法に七条の規定を置きまして、中小売商業振興法と特定商業集積法に基づく計画が整合性を持つて連携していくように配慮しているところでございます。

○高橋(達)政府委員 まさに御指摘のとおりだと私どもも考えておりまして、商店街自身が新しいタイプの社会資本であると考えられるわけでござります。その整備におきましては、都市計画とか地域のビジョンとの調和を図る等、街づくりの視点から行われることが重要でございます。その意味におきまして、商店街の整備が新しい公共事業としてとらえられることができると考えるわけでございます。

○森本委員 次に、大型店が出店されると、そ

の地域の商業地図が塗りかえられることはもちろ

んでありますが、地域社会の環境に与える影響も

大変大きいものとなってくることは間違いないわ

けであります。とりわけ地域の交通やごみ処理問

題等、これまでになかった対応を迫られることが

必然であります。現在でも大型店の進出に伴う交

通渋滞等の弊害は各地で見られまして、周辺住民

の生活に及ぼす影響は決して小さいものではあり

ません。ただ言えることは、必ずしも大型店だ

けがこの問題を抱えているわけではありません。

劇場ができたりあるいはいろいろな施設ができる

と、同様の問題が起きてくるわけでございますけ

れども、殊にこの大型店の進出もその中の一つと

して考へられるわけであります。

それで、大型店の改正が時代の要請であること

は私も認識しているところであります。大型店

の出店については地域に即した、またその地域の

街づくりに合った総合的な見地からの配慮がなさ

れるべきであります。この点についてはどのよう

に対応していくか、お伺いしたいと思います。

○坂本(吉)政府委員 御指摘のとおり、私もいろ

いろ各地を見せていただきまして、同じような問

題は随所に見られるように思います。また、都市

も大変重要な問題というふうに認識しております。

私ども駐車場の整備を進めるために商店街の

駐車場対策について本法律でいかにされる

か、駐車場問題に対する取り組み方。これは通

産省の駐車場に対する取り組み方、それから建設

省お見えただいておりますでしょうか、建設省

もこの駐車場問題について考えていただいている

ようでございますので、それぞれ通産省、建設省

双方から駐車場問題についてお伺いをしたいと思

います。

○江崎政府委員 商店街の駐車場の問題は、私ど

も大変重要な問題というふうに認識しております。

私ども駐車場の整備を進めるために商店街の

ものも従来になく高まっているというふうに認識をいたしております。

そういう意味で、私は大型店もそういった地域の街づくり、あるいは都市のあり方、こういった店舗を十分踏まえて出店をしてもらうように常々待をしているところでございます。

また、もう一つの法案でございます特定商業集

人、公益法人、そういうものを街づくり会社と

して法的に位置づけまして、商業基盤施設整備な

どを行う事業を助成の対象としているところでござります。

組合などがお客様のためにつくる駐車場につきまして、商業基盤施設というふうに位置づけまして補助の制度をつくりております。平成三年度の予算では大変これを充実するようにしておりまして、その補助制度とそれから中小企業事業団の融資、あるいは出資の制度というようなものを活用して整備をしてまいりたいというふうに思つております。

それからまた、この補助の制度ではないのですけれども、現在審議をお願いしておりますこの特定商業集積法、これによりまして、地方公共団体がつくります基本構想の一環として、駐車場等を含みます商業基盤施設のあり方を構想の中に織り込んでいくということで、地方公共団体と一体となつて公共事業としての駐車場も整備するという方策も考えられているわけでございます。

それから、交通渋滞の解消という点におきましては、駐車場のほかに商店街がいろいろな施設を整備いたしますが、これが道路交通に影響を及ぼすという場合がございまして、その場合には、計画の推進に当たりまして道路交通法の規定に基づく許可が必要というような場合には、その許可が得られるかどうかという見きわめをつけました上で計画を認定するということを考えておりますし、それから、認定に際しまして必要があれば都道府県の公安委員会にも意見を聞くというようなことも実施していくといふふうに思つております。

○内藤(勧)政府委員 駐車場につきましては先ほど大畠委員からも御質問いたしましたけれども、駐車場対策は今委員御指摘のとおり商店街の活性化絡みで重要なことは確かでございましたが、今話がございましたように交通渋滞対策、それから安全対策ですね、交通安全面での対応策、そういういろいろな意味がございましたけれども、そういうものを拡充してまいりたいと思っております。

予算面では、まず第一点が商店街の店舗の所有者たちが共同でつくる駐車場について、新規の補助制度いたしました。それから、各種再開発事業の補助対象の拡大を図りました。それから、公事業として道路管理者が駐車場をつくる場合、それを新たに補助対象いたしました。そういうことがござります。

それから税制面でも、国税のレベルでは駐車場幅な拡充を図りました。

それから法制度面では、今国会に駐車場法の改正を出させていただいておりまして、駐車場整備地区をさらに拡大できるようにする、さらに、駐車場整備地区を指定した後、計画的に整備するた

○森本委員 通産省それから建設省それぞれ駐車場建設について考えているようありますけれども、私は大事なことは、殊に商店街の場合にはそぞれぞれの地域にそぞれぞれの顔があるわけでございまして、その顔に合った駐車場というのが恐らく規範的にも形態的にも要求されてくるのではないかだろうか。

ここで注意をしなければならないわけでございますが、よく都市公園の例をもって言われるわけですが、よく都市公園の例をもって言われるわけですが、よく都市公園、全国どこへ行っても同じ顔をしている。プランコと砂場とジャングルジムですか、こういうものがなければ公園としての制度が認められないというふうな話を私たちによく聞くわけですが、こういったハード立場から見ると、余り駐車場づくりにこれとこれとを要するんだといって全国どこへ行つても同じ車場を望んだときにも大きいに積極的に助成を講じていくべきではないかということを申し上げておきます。

時間がなくなりましたので、最後に大臣にお伺いしたいと思います。

今回の大店法改正に伴う関連五法案、これが商店街の発展やあるいはまだ消費者の利益保護に一層つながつていかなければならぬし、同時に、この法律によって生活者のための政治といふものが実現されいかなければならないと私は思うところでございます。そういう意味で、長期ビジョンに基づいた中小商店の振興あるいは活性化対策を講じていく。

同時に、大型店と商店街が当初ありましたような対立関係ではなくして、むしろ共存共栄の姿勢をこれからとつていくようにしていかなければならぬ、またそれが時代の要請ではないか。共存共栄して新しい街をつくっていき、そこに生活者が安心してゆとりと豊かさを感じる街をつくっていかなければならぬと思います。商店街の活性化や大小商店の共存共栄の問題について今後どのように取り組んでいかれるのか。一層の努力を、一層の尽力をしていかなければならぬと思ふとともに、殊に通産大臣は実力大臣でございまして、その街づくりのために、日米構造協議の実現に向けた努力をしていかなければならぬと思ふとともに、特に、大型店と中小店との共存共栄を実現しつつ消費者ニーズに即応した望ましい商業集積であるように高度商業集積等の整備を積極的に推進しようとしているところでございます。

昨年十二月の産業構造審議会及び中小企業政策審議会合同会議答申におきましても、今後の小売業対策を進める上で踏まえるべき政策観点の一つとして位置づけられておりましても、通産省では、現在特定商業集積法案を国会に提出いたしました。建設省及び自治省との三省協力体制のもとに、大型店と中小店との共存共栄を実現しつつ消費者ニーズに即応した望ましい商業集積であるように高度商業集積等の整備を積極的に推進しようとしているところでございました。

まだ私も通産大臣になる前でございますが、この中小企業には特に森本委員様に大変に力こぶを入れてまいりまして、今回も大枠、今までの予算よりも計上させていただきましたのも喜んで報告させていただきました。ありがとうございます。ありがとうございました。

○奥田委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 この法案は、日米構造協議での要求にこたえて大型店を野放しにしようとするとするものであります。この内容か、かねてから我が国の財界などの要求であったことも周知

のとおりだと思います。どのように調整の仕組みを変えるかは、この法案だけでは全くわかりません。これまで中小零細業者の運動で認めさせてきた地元商店街との事前合意、出店抑制地域、事前商調協などの仕組みを全部廃止してしまったのです。これがもともと運用で認めさせてきたものですから、条文には出てまいりません。既に第一段階は昨年の通達で実施されています。その中心は商調協を廃止し、全国の出店調整すべて大店審に一本化することだと思います。

そこで大臣にお尋ねをいたしますが、大型店出店は、その進出する地域の状況で出てくる影響も

一件事情に全部違つてくるわけあります。こう

いう問題は本来地方で、つまり商調協を強化する

方向で公正適切な調整を行うのが筋ではないでしょ

うか。それなのに商調協を廃止をして通産大臣

直属の大店審にすべての権限を集中するのでは、

時代の要請にも逆行するものではないでしょ

うか。また実際の問題としても、大店審だけで複雑な地域の状況をつかみ、適切な調整を行うことが

どうしてできるのか、商調協を廃止しても大店審

だけやれるという判断の根拠はどこにあるのか、お尋ねをいたします。

○中尾国務大臣 お答えをさせていただきます。

今回の法改正におきましては、出店調整処理手続の明確性あるいは透明性というものを確保する

ために、名称のいかんを問わず大店審以外の場で

実質的調整を行うことを改めまして、法に基づいて大店審が調査審議を行うこととしたところに特徴があろうと思うのでございます。

大店審におきます調査審議に当たりましては、

その地方組織を抜本的に拡充するとともに、大店

審による地元の消費者あるいは小売業者及び学識経験者、先ほど来これは話題になつておりましたけれども、このような方々の御意見を聴取いたしました

まして、さらに必要に応じて、商工会議所、商工

会に対する地元関係者の意見集約の依頼を行つておられるものと私は考えるものでございます。

○小沢(和)委員 改正案では、大店審だけで処理するために調整する対象を大幅に減らそうとしておるよう思います。第一種を三千平米以上にしてできるだけ県に調整をゆだねようというふうに見られるわけでありますけれども、これで大店審が扱う件数は実際どれくらいからどれくらいに減るものでありますか。

○坂本(吉)政府委員 ただいまの点でございます

が、一つの参考といたしまして、現在調整中の案

件に即して考えますと、全国で二千五百件ござ

ります。これを現在の種別境界の面積で見ますと、

中央での通産省で処理するものが三、都道府県が

二、おおむね三対二の割り振りになっておりま

す。この種別境界面積を二倍に上げることをただ

いま御提案申し上げておるわけでございますが、

これをその二千五百件に即して判断いたします

と、その比率が大体一対三ということになります

ので、ごく大ざっぱに申し上げますと、現在の千

五百件が千件ぐらいになるだろう。これが、参考

までに申し上げますと、この法律で第一種小売店

舗というものが創設されました当時の五十四年な

いし五十六年の届け出件数の比率にはば等しくな

るという実情にございます。一つの目安でござい

ます。

○小沢(和)委員 今、約千件ぐらいになるだろうと言われたのですけれども、それぐらいに減ると

しても、大店審の体制でやれるものなのかどう

か。これまでの五年間の実績というのを見てみま

すといふと、わずか三十一件というふうに伺つて

おります。しかも、それも商調協などでまとまら

なかつたものが持ち込まれる。その場合、ある程

か。これまでの五年間の実績というのを見てみま

すといふと、わずか三十一件といふふうに伺つて

おります。しかも、それも商調協などでまとまら

なかつたものが持ち込まれる。その場合、ある程

か。これまでの五年間の実績といふふうに伺つて

おります。しかも、それも商調協などでまとまら

なかつたものが持ち込まれる。その場合、ある程

の意見の集約を商工会議所に依頼することがある。

ということを通じまして、実情把握についての商工会議所の機能に我々としては期待をしていくと、いう立場で臨みたいと思つておるわけでございま  
す。

そこで、私なりにそういう教訓を踏まえてお尋ねをしたいわけですが、その大店審あるいは商議協は、委員会を公表し、会議を公開するのかどうか。これをやらなければ、國民から、商調協などよりもさらにつと遠い組織ですから一層不透明

ざるところでございまして、お答えを差し控えさせていただきます。

○坂本(吉)政府委員 今般御提案いたしておりま  
す第十五条の五の独自規制についての関係でござ  
いますけれども、私どもはかねてから、法の趣旨  
に反する行き過ぎた独自規制についてはこれを是

○小沢(和委員) 私は、先ほど申し上げました  
ように、本来この大型店の出店調整は地元の商調  
協でやるべきだというふうに考えておりますか

ら、今あなたが言われたように、そこには権限がある  
与えない、ただ意見を聞くかせてもらうだけだとい  
うのではむしろ大いに不満なんですね。だから、  
この際お尋ねしておきますけれども、意見を聞くま  
と言われますが、そこで例えば三〇%ほど削減する  
のが望ましいというような意見であつたら、そ  
れはそれで尊重するというか、一〇〇%それを尊  
重するわけですか。

きましては、現在大規模小売店舗審議会においていろいろな角度から重要な項目を御審議願つておるところでございますけれども、ただいま委員會指摘の点のうち、大店審における委員の名前といふのはこれからは公表する方向で対処していくべきだけれどどうかというふうに私どもも思つておるわけでございます。ただ従来は、御承知のとおり、この出店調整問題といふのは大変複雑で、

百十七、横出し規制千十四と言われておりますが、その後どう変化したか、まずお尋ねします。  
○坂本(吉)政府委員 昨年五月末の運用適正化措置を実施いたしまして以降、各地方団体におきましては、独自規制の適正化状況というのを改めて最近調査べたわけでございます。私どもいたしましては、その中で、繰り返し申しておりますように、行き過ぎたもの、合理性の範囲を超えたものというふ

いう規定を置きましたのは、從来からのその私どもの立場に加え、さらに、やはり新しい時代に即してこの規制というものができるだけ明確に、かつ一部地域においてだけこの趣旨に反するような行き過ぎたものがあるという地域的なアンバランスをできるだけなくしたいということでございます。そういう意味で、焦りというよりは私どものかねてのポリシーを法文化させていただいたとい

○坂本吉政委員 先ほど申し上げましたとおり、今のように三〇%削減するというような意見が出ることはあり得ると思います。また、ある意見は削減を二〇%にすべきであるという意見も出るかと思います。そういう場合には、この場で調整をしてしまうということなく、その意見を整理、集約して大店審に報告をしてもらうというこ

地域によりましては場合によつたら暴力さだつたな  
るようなケースもございまして、その審議の中立  
性というものを保つためには、余り委員の名前をい  
公表したりいたしますと、やや危険な側面もござ  
いまして、そういうことで委員の名前の公表とい  
うものは差し控えてきたというのが実情でござい  
ます。

のが、当省で把握しておりますのは約四百団体くらいあるうちかと思っておりまして、今までのところおむね一割程度がその規定または運用の適正化を図っているという実情にございます。

○小沢(和)委員 今回の改正案第十五条の五は、「地方公共団体は、」「必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものと

うことで御提案をしているわけでございます。  
それから、第二点の法改正作業の途中段階におけるいろいろな議論ということの御指摘がございました。今委員御指摘のような条文があつたかどうか私も定かではございませんけれども、通常、法案を作成いたします際には、当初からいろいろな意見を各省間でぶつけ合いまして最終的に政府

店番においてそれは尊重して取り扱われることになるというふうに考えておるところでございま  
す。  
○小沢(和)委員 私は商調協がすばらしい、立派  
だったというふうに言つてゐるわけじゃないので  
す。よく商調協が不透明だとか不明朗だとかいふ  
ふうに言われた。これは私に言わせれば、委員も  
公表しない、いつ会議をするかも公表しないとい  
うような、密室で審議をしてきたことがいろいろ  
な不明朗なうわさなどを呼んだりしたのではない  
かと思うのです。だから私は、商調協をそういう方  
向で改革をしてこれでやつてもらいたいという  
ふうに考えておったわけですが、廃止をするとい  
う方向が残念ながら出されてきました。

それから、議事の公開性という点でございますが、けれども、これはやはり審議会において商業調整会議など非常に複雑な利害というものを調整していくにあたっては、大変デリケートで、かなければならぬといふ場合によっては深刻な問題に当たるわけでございまして、一々その議事の内容が公開されるということでござりますと、その委員の方々にも中立的で公正な審議をお願いするのはなかなか難しいのではないかと思つております。しかしながら、私もどもといたしましては、できるだけその内容を知つていただきたいという意味で、例えば議事の概要、あるいは開催された日の検討項目、こういったことについて可能な限り公開ができるように審議会が活動していくいただくように考えておるわけでござります。

する」となっております。このまま読めば当たり前のやうなことを書いてあるわけでありますけれども、どうも、こういう当たり前のように読めるものを置かなければならなかつたところに、地方自治体の抵抗で独自規制の廃止が進まないことへの通産省の焦りが読み取れるわけでありますけれども、どうでしようか。

この機会にあわせて伺いたいのは、もともと通産省の原案ではこの後に、この法律の「趣旨を逸脱して小売業の事業活動を不當に制限してはならない」となっておりましたし、さらにその次に、第十五条の六として、「通産大臣は、この法律の趣旨の徹底を図るため必要があると認めるときは、地方公共団体に対し」、「報告を求め、及び指導又は助言をすることができる」となつておつたわけでありますが、どういう経過でこの部分が削られ

案として仕上げていくわけでございまして、たゞいま現在御提案申し上げております案文が政府としての唯一の案でございます。

○小沢(和)委員 私が読み上げたようなものがあつたかどうか定かでないとおっしゃるけれども、実はこの通産省案は公式のルートを通じて私の部屋に政府案はこれですと言つて届けられたものなんですよ。だから、私、ここにその現物を持ってきております。恐らく、これでもう最終的に決まると思って私の部屋に届けてくれたらその後変わつちゃつた、こういうことじゃないんですか。だから、私は、原案が余りに露骨だったので、自治省筋などからこれは憲法上疑義があるということな指摘を受けて削らざるを得なかつたということじやないかというふうに理解したのですが、そうじやないのですか。

○坂本(吉)政府委員 大変恐縮でございますが、どの時点のどういう案が委員のお手元に届けられたのか、私もその点は正直申し上げて定かではありませんのでございます。繰り返して恐縮でございますが、通産省には通産省の問題意識というものがあり、関係する各省には各省の問題意識というものがあり、それぞれの意識をぶつけ合うということになるとから調整の作業というものは始まるようになりますが、いろいろな調整の過程を経てただいま現状御提案しているような法文になつたものと考えております。

○小沢(和)委員 それはこれ以上伺いませんけれども、ただ、条文からそういういろいろなところもござります。改めて申し上げて恐縮でございますが、いろいろな調整の過程を経てただいま現在御提案しているような法文になつたものと考えております。

経過を経て削っても、この最初の通産省案に盛り込まれておったのがあなたの方の本音だ。だからこの立場で、先ほど四百ぐらいのうち一割ぐらいは是正されたがまだ九割は是正されていないと言うのですね、こういう立場で強引にこれから指導していくということでは私は許されない、だから削られたんだと思うのですよ。そのことを指摘しておきたいと思います。

ここで大臣に一つお尋ねをしておきたいのです。  
もともと地域ごと、一件ごとに実態が大きくな  
う大型店の進出について、地方自治体がこの実態  
に見合った独自の条例や要綱をつくるて規制を行  
うことは私は当然ではないかと思うのです。大臣  
に、憲法九十四条の自治体の条例制定権を通産省  
として十分尊重して今後指導していくということ  
をここで伺っておきたいと思ひます。  
○中尾国務大臣 小沢委員、先ほどは失礼いたし  
ました。

大店法は、消費者利益や地元小売業者との関係で、大型店の事業活動を調整する基礎的な枠組みのみを設定するものでございます。したがいまして、この規制緩和が図られる中で、地域の実情を

考慮してもなお行き過ぎました地方公共団体の独自規制が存在するようなことは好ましいものではない、このように判断しているわけでございます。このような観点から、今回の大店法改正案におきましては地方公共団体の施策に関する規定が盛り込まれている、このように思つておるわけでございます。

○小沢(和)委員 今のようなお答えでいくと、地方が独自に規制を行うということについても、全般的に好ましくないということで否定をされるような趣旨に聞こえるのですけれども、さっき申し上げたように、それぞれの地域の実情に応じて出店の調整を行う必要がある。だから、自治体がそういう独自のいろいろな条例なり要綱なりをつくるということはある意味で必然的なんですよ。だから、そういう必然性を認めて指導されるということではないと私はちょっと納得できないのですが、もう一度お尋ねします。

○中尾国務大臣 先ほど委員が憲法九十四条でしたか、その範囲内においての私どものそれにアダクトするだけの考え方というものは、改正法案の附則第一条に規定する、この法律の施行の日から二年以内に新法の規定及び実施状況について検討を加えて——いや、先ほどの答弁のとおりになるわけでございます。憲法の九十四条を踏まえて私はお答えさせていただいたつもりでございます。

○小沢(和)委員 武士の情けで、今の話はそういうことでわかったことにしましよう。

時間もばっばつ来つつあるから、もう一問で終わります。

これも大臣にお尋ねして終わりたいのですが、先ほどから附則二条のことが議論されておりました。これは日米構造協議で、第三段階として、二年後に大都市地域での大店法の適用除外の検討などを約束しているわけであります。それを保証するための規定ではないかと思いますが、こんなことまで法律に明記してアメリカの御機嫌を取り結ばなければならぬような日米関係というのには、眞に対等な友好国同士の関係と言えるのかどう

か。それから、実際に二年後にもう一部部分的な  
廃止を考えているのかどうかをお尋ねして、さよ  
うは終わります。

○中尾国務大臣 重ね重ね失礼いたしましたが、  
決してこれはアメリカのある意味における意見、  
圧力あるいはまた意思というものを反映してこち  
らでそれに対応したというか、何も日米相互関係  
の中において向こうからの圧力を云々ということ  
は全くございません。そういう意味におきまして  
は改正法案附則の第二条に規定する、この法律の  
施行の日から二年以内に新法の規定及び実施状況  
について検討を加えて、その結果に基づきまし  
て必要な措置を講ずるものとするということに  
は、「特定地域に関する規制の撤廃を含め必要な  
検討を行う」との日米構造協議の最終報告の趣旨  
が含まれていることは確かに事実でございます。  
しかし、これはあくまでも先ほど申し上げまし  
たような、必要な検討をするということを意味す  
るものでありまして、アメリカの意思あるいはま  
たそれが押しつけられたもの、あるいは向こうか  
らこういう形でやつたらしいじゃないかといふサ  
セスチョンを受けてと、いふようなもので考えられ  
たものではなくて、あくまでもその必要な検討を  
行うことを意味するにすぎませんので、これによ  
つて当然に特定地域、大都市地域に関する規制の  
撤廃を行うということを意味するものでは決して  
ないことを申し添えておきたいと思います。

○小沢(和)委員 終わります。

○奥田委員長 伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 大店法の改正案と関連法案に対  
して質問をいたします。

まず最初に、大規模小売店舗の出店について、  
従来の調整手続等において運用上どういう問題点  
といいましょうか反省点があつたのかをお伺いい  
たします。

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘の点でございま  
すが、從来出店調整を行つてまいりましたそのブ  
ロセスは、法律というよりは、その法律に基づく  
運用というものにゆだねてきた点が多くございま  
す。

す。そういう意味で私どもその調整のプロセスと  
いうものが必ずしも明確ではなかつたんではない  
かという反省を一ついたしておるわけでございま  
す。

例えは調整の期間というようなものが、ただい  
まは昨年の五月三十日以来、一年半というようにな  
定めてそれで指導を行つておりますけれども、そ  
れまでは必ずしもそういうこともございません  
で、いたずらに長期化するというようなこともあ  
つたわけでござります。それから、例えは事前説  
明というような場合にも、消費者を抜きにして、  
例えは出店側と地元の商業者側とが話をつけて実  
質的な調整を行つてしまふというようなことも、  
これも透明性の欠けることというふうな反省もし  
たしておるわけでございまして、総じて改めて出  
店調整のメカニズムというものをわかりやすくす  
る。特に我が国市場が外国から見ましても重要  
性を増しつつある現在、やはり外国の目から見て  
もわかりやすい、また中から見ても何か密室で必  
ずしも明らかでないことが行われているというよ  
うなことのないよう、内外からの批判にこたえ  
よう、こういったような点を踏まえて改正及び運  
用の変更に当たらう、こう思つておるわけでござ  
います。

○伊藤(英)委員 今言われたような意味で、例え  
ば、これまでの商調協による調整制度を改めて大  
店審において調整をしていくということになつた  
りしているわけです。同僚の委員からも質問があ  
つたようでありますけれども、透明性確保のため  
にも大店審の審議経過、これは公開されてもいい  
のではないかと思ひますが、いかがですか。

○坂本(吉)政府委員 御指摘のように、大店審と  
いうものが地元にとってこれからは從来にも増し  
て身近に感じるような運用というものがなされる  
べきであるというふうに考えておるわけではござ  
いますけれども、やはり商業調整というものに内  
在いたします複雑な利害関係というものを調整し  
ていくプロセスでもございます。したがいまし  
て、その一つ一つがすべて白日のもとに出される

ということになりますとその影響するところもなかなか大きゅうございまして、審議会の委員の方の中立性、公正さというものに影響する場合もございますので私どもいたしましては、公開性の要請というのも踏まえつつ、審議結果等の公開あるいは開催された検討項目、そういうた議事概要につきましてはできるだけこれを公表し、一般の方々の閲覧と申しますか、ご覧いただくような措置はやりたいと思うわけでございますけれども、扱う問題の性質上すべてを公開するといふことはやや制約がかかるものというふうに感じておるところでございます。

○伊藤(英)委員 今の話は、今までの問題点といいましょうか、反省点はどういうことでありますよ

うかという質問を先ほどいたしましたときに、わかりにくい、したがって透明性を求めてこうやられたりするわけですが、今の審議経過の公開の問題についての答弁で、それにこたえられるかな。

○伊藤(英)委員 そしてまた、この問題が日米構造協議の過程で出てきたわけでありますから、先ほど審議官は、

○伊藤(英)委員 外国からも、あるいは国内からもといいましょうが、わかりやすくいうと、その制度について十分に理解ができるというふうに考えられますか。

○坂本(吉)政府委員 例えば、今御指摘になつておられます大店審とか商調協といふものに即して考えますと、これまで実質的に商業調整の中心的な役割を果たしてまいりましていわゆる商調協、商業活動調整協議会と申しますのは法律ではないシステムでございます。そういう意味で、この大店法という法律を読みましてもそういう存在が一向にうかがえない、何か法の裏で、よくわからぬところで物事が決まつてあるようだ、こういう疑惑を外国の人には起こしやすい体制になつておつたわけでございます。その点で私ども、そういう法に定めのない機構あるいは法に定めのない手続というのはできる限りなくすることによりま

して、表面にあらわれております法の手続といふものにできるだけ近づけてこれを運用するといふことを中心にして透明性を高めていきたいというふうに今回対処した次第でございます。

○伊藤(英)委員 現行のやり方にして、あるいは改正案にしてもそうですが、出店調整の調整項目に例えば店舗の面積がありますけれども、今まで商調協なんかでやつていて、例えば店舗面積に

ついて一万平米というのを五千平米というふうに半分に削つてしまふというようなこともあつたりしておるわけですね。なぜそういうことになるか

というと、なかなかよくわからぬといふことであります。たゞ、こういう非常にわかりにくい不透明をなくすためにも、例えば店舗面積について言うと明確な基準が必要だと思ひますけれども、この点はどうですか。

○坂本(吉)政府委員 御指摘のように店舗面積を例えば削減いたします場合にも、可能な限り客観的

な指標と、うるものにまず基礎を置いて、それらに照らしてどうかという判断をしていくことが客

観的な処理であろうかと思ひます。そういう意味で、大店審における審査の判断基準となるものにつきまして私ども審査要領というものを五十九年三月に定めまして、これは公表いたして、そして

○坂本(吉)政府委員 従来商調協の審査の参考に供してきたところでございます。

○伊藤(英)委員 現在、新しい制度に移行するに当たりまして、もう一度最近の商業環境を見ながら、特に最近都

市化によって道路交通状況が大変よくなったり、あるいは大きな商店によつて商圈が広がつたりと見直したいということで、大規模小売店舗審議会

で、それらの状況を踏まえて新しく審査要領をつくりまして、そこで新たな判断基準のもとになる

○伊藤(英)委員 そういう見直しの検討をお願いしたところでございます。

○伊藤(英)委員 その要領の見直しをされている

ところでございます。

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘のとおりでございまして、大店審における審査を充実させるため

に結構なことだと思いますが、その指標について、具体的な数値といいますか、計量的に基準あるいはガイドラインというような格好になつていないとなかなかわかりにくくと思うのですね。そ

の辺はそのようになりますか。

○坂本(吉)政府委員 審査指標の一部につきまして、もし意見が幾つかに分かれました場合に改

正案にしてもそうですが、出店調整の調整項目に例えば店舗の面積がありますけれども、今ま

で商調協なんかでやつていて、例えば店舗面積に

ついて一万平米というのを五千平米といふように

半分に削つてしまふというようなこともあつたりしておるわけですね。なぜそういうことになるか

というと、なかなかよくわからぬといふことであります。たゞ、こういう非常にわかりにくい不透明をなくすためにも、例えば店舗面積について言うと明確な基準が必要だと思ひますけれども、この点はどうですか。

○坂本(吉)政府委員 御指摘のように店舗面積を例えば削減いたします場合にも、可能な限り客観的

な指標と、うるものにまず基礎を置いて、それらに照らしてどうかという判断をしていくことが客

観的な処理であろうかと思ひます。そういう意味で、大店審における審査の判断基準となるものにつきまして私ども審査要領というものを五十九年三月に定めまして、これは公表いたして、そして

○坂本(吉)政府委員 従来商調協の参考に供してきたところでございます。

○伊藤(英)委員 私も現行の要領を見せていただきおりますが、今申し上げたように具体的な数

値による指標等もこれは十分に検討をしないと、より公平などといいましょうか、そういう判断基準になり得ないといふことでありますし、なかなか納得性を得るのが難しいことになるわけでありますから、ぜひその点は十分に考えられて検討を進めさせていただきたい、こういうふうに思います。

○伊藤(英)委員 それから、大店審による地元の意見の聴取の問題で商工会あるいは商工会議所等に対して地元意見の集約依頼をする問題であります。私は、大

店審があくまで最終決定機関であるわけでありますから、事前の決着が図られるという話になつて

○伊藤(英)委員 はそもそも趣旨が違うのだと思うのですね。そういう意味で、商工会あるいは商工会議所が行う意

見の集約についてはあくまで公正中立の姿勢が求められると思うのです。そういう意味で、例えば意見に両論あつた場合にはいわゆる両論併記方式

というやり方をすべきだ、こう考えますが、いかがですか。

○坂本(吉)政府委員 委員御指摘のとおりでございまして、大店審における審査を充実させるため

に、地元の意見また地元の実情というものを十分

に結構なことだと思いますが、その指標について、具体的な数値といいますか、計量的に基準あるいはガイドラインというような格好になつていないとなかなかわかりにくくと思うのですね。そ

の辺はそのようになりますか。

○伊藤(英)委員 ちょっとこだわるようなんですが、その中の一人として労働者の代表も加えます

という意味でありますか。

○坂本(吉)政府委員 労働者の代表が学識経験者であるということではございませんで、その地域で労働者を代表される方が地元の実情に明るい学識経験者であられる場合には、その方の御意見を伺うことは十分あり得るということを申し上げたいと思つておるところでございます。

○伊藤(英)委員 今のお話はそういうことは十分にあり得るという話でありますのでこれ以上申しませんが、労働者の代表もぜひその中に実際に参加していただいて意見を聞くようにしていただきたい、こう思うのですよ。それは、調整項目の中に例えば労働時間の話やら休業日数をどうする、あるいは閉店時刻をどうするというような話まで入るわけですね。だから私は当然その中に意見聽取する相手として考えるべきだ、こう思うのですよ。それは十分に検討していただけますね。

○坂本(吉)政府委員 御指摘の御趣旨は検討させていただくつもりでございます。

○伊藤(英)委員 これから商店街等をいろいろ考えてみますと、今回も法案等を用意をされて中大小売業の振興等も図るようなことをいろいろ考えておられるわけでありますけれども、気になりますのは、いわばこれから取り残されている旧商店街といいましょうか、そういうようなところが起ころってくるのではないかということを非常に心配をするわけであります。そういう意味で、これから寂れていくかもしれない旧商店街をどうやって本当にその活性化をやっていくのかなということを心配をするわけでありますが、この辺についていかなる方策をとらうとされるのか、伺います。

○高橋(達)政府委員 全国に一万六千の商店街があるわけでございますが、御指摘ございましたように、私どもの調査によりまして、多くのところが商店街として停滞感を持つておるという答えをサンプル調査で出してきているわけでござります。しかしながら、一方におきまして、消費者の立場から見まして地域に大型店だけがあればいいというものではなくて、やはり町全体として商店

街も栄えてもらいたい、こういうニーズはあるわけでございます。そして最近におきましても、商店街サイドにおきましても何とか自分の商店街を活性化していくこうという積極的な意欲が見られておりました。それでございまして、その左証といたしましては、平成元年度及び平成二年度の補正でおつくりいただきました中小商業活性化基金、これがガーネタルで千百二十億あるわけでございますが、それを各都道府県を通じまして、県の振興公社を通じて運用益を、果実を商店街の活性化の計画づりに配付する仕組みになっているわけでございますが、大変な人気がございまして、平成二年度の補正で追加をいたしました六百億につきましては過日配付を終えたところでござりますけれども、各地から大変要望が強かつたわけでございます。そういうことを考えてまいりますと、商店街白全体が自助努力をベースにいたしまして意欲を持つて消費者の心をつかんでいくという構えを見せていただくことが大事でございます。国及び都道府県また中小企業事業団を含めて大いに支援をしていくという構えになるわけでございますが、具體的には個々のお店の魅力を向上させるということも大事でございますが、他方におきまして、商店街でございますので、組合を通して商店街の改造に取り組むということが大事でございます。そのためには、ただいま申し上げました活性化計画を、自分の商店街にマッチした個性のある計画をつくる。またそういう際に、中小企業事業団にアドバイザーなど置きましていろいろ専門的なアドバイスをしていこうという考え方になっておりましがれども、そうした計画に基づいて今度は実際的に商業基盤施設なり商業施設を整備していくところが、小売商業自身のためだけではなくて地域の住民のためにも大切なことと考えているところでございます。

日本のこれから的小売業というのは将来どういふ姿になるのかということを私は非常に思うのですね。その辺の将来のことを大臣にお伺いしたいと思うのです。

数的な申し上げますと、日本の小売業の商店の数は、昭和三十年代に大体百二十万から百三十万店、昭和四十年代になりますと百四十万から五百十万店になりますと、昭和五十年代から今日までを見ますとざつと百六十万店前後というふうに、趨勢的にはずっと増加しているかなというふうにありますけれども、最近ではやや減少しているという状況です。そして、中身をちょっと見てみると、従業員数が一人から二人のところが約九十万店、三人から四人のところが約四十万店と、いうふうに極めて小規模の小売業が非常に多いのです。私が街中を歩いてみても、小さなお店なんかがあつたりいたします。そうしますと、本当にこういうお店はこれからどのくらいこうやって仕事をやっていけるかなということをよく私は思うのです。

そういうふうに思ひながら、私はよく海外へ行くのですが、例えばアメリカにしても、あるいはヨーロッパにしても、それぞの商店街等を念頭に置いたときに、日本の、これからはこういう小売店、小さな小売店がたくさんあるわけですから、ども、どういうふうになつていくかな、五年、十年、それはともかくとしても、今から三十年あるいは五十年先ぐらいにはどういうふうになつっていくだろうかということを思うのですが、大臣は、今申し上げたようなそういう商店が、例えば四年、五年先、どんなふうになるのだろうか、あるいはどうしたらしいのだろうかということなどをどのように思われますか。

○中尾国務大臣 私の感想も含めて、委員に率直にお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの委員のお言葉のように、年々歳々大減百数十万前後というものが徐々ながらライズアップしているような感じ、ただし、このところちょ

つと軽減している、こういう状況でございましょうか。売り上げなんかで見ますると、小売業といふので年間売り上げが大体二千五百万を超えるということのはなかなかないのでございます。ですから、一人、二人あるいは五人、六人を使っているところは大変厳しい状況にどんどん追い込まれていることだけは否めない事実かと思うのです。そこへ大きな規模の店が来るということは、ある意味においては、もう皮膚感覚的にアレルギーを感じるでありますよし、同時に、それ自体が自分たちを非常に大きく苦しめるのじゃないか、こういう形になると思います。

しかし、私も幾つかの例も調べてみましたけれども、中には、大きな商店が来る、あるいはデパートならデパートが大きく拡大をするといいますると、それに沿つてその街が活性化して、そして、流動人口あるいは人口が非常に大きくふえまして、言うなれば購買力がうんとふえるという可能性もあるわけでございます。

したがって、私は今からの小売業というのは、歐米のことを考えますと、もう少し個人個人の商店が单なる、靴屋さんなら靴屋さんにいたしましようか、私の父親は洋服屋さんとそれを売つておりましたけれども、今考えてみますと、そんなに大きな店ではございませんが、連雀町という問屋街の中もありまして、非常に画期的にやっておったのです。何をやつておったかといいますと、当時、戦前ではございましたが、イギリスからきれを直輸入いたしまして、それを販売しておったのをございます。そういうようなことで、非常にキャラクタレスティックといいましょうか、個的な店といいましょうか、例えば個人商店でも非常に個性的な店は欧米諸国でも非常に繁栄もし、残っているということを私もこの目で実感として感じ取つたことがございます。そういう意味においでは、なかなか難しい問題ではございますが、個人商店などにおいても個々の違いはあるなということは感するわけでございます。

が構造的に変化しているということはもう申すまでもないのですが、小売商業の将来にとって重要な動向といふものは、消費者ニーズの一層の多様化、それには情報も極めて必要であろうと思うのでございまして情報化、あるいは国際的にコマーシャリズムといふものがどのように移動しているか、千変万化しているかを十分に把握する、それから多様な新業態の伸長といふものと業態間競争の活発化、活性化といいましょうか、それから都市構造、交通体系、そういううりとあらゆるものがある意味においてはいろいろな形で積み重なる要素が一緒になつてくると思います。

そういう中にあって、魅力のある商店街あるいは商店づくりというものがいささかなりとも必要でございましょう。それに加えて、先ほど言いましたように商店街が今一番悩んでおるのは、アーケード問題とかプロムナードみたいなきれいな街並みとともに、駐車場不足でそこに行つても、大きな百貨店は駐車場を持つておりますが、自分たちには駐車場がないというところから自分の商店はほとんど素通りにされてしまうというような憂いもあるようございます。そういう点で、商業集積つくりの重要性の高まりというのも極めて大事なことかなと感ずるわけでございまます。

こうした中で、将来の小売業のあり方といいましては、私なりに整理いたしますれば、まず第一点は、消費活動の充実を通じた国民生活の向上への貢献と申しましょうか。第二点は、魅力のある商業集積の形成を通じた地域社会、住民への貢献と申しましょうか。第三点といたしましては、大店法の規制の緩和あるいは人手不足の深刻化等新たな環境への円滑な対応といふものを順応させていくという姿勢がこれまで必要になつくるのではないか。このように事は期待されるわけございまして、そのような形においてなおかつてモナイゼーションを持つてこの大店法の問題もとらえていきますならば、生き残つていける道というもの道のりはある。また、それに対し

て私もが先ほど言つたようなありとあらゆる能知、学識経験者等も入った能知、能力を入れて、そして彼らの活性化といふものに大協力していくという姿こそ必要ではないかなと私は感ずる次第でございます。

○伊藤(英)委員 本当に日本の街を長期的にどういうふうにしようかというような意味で、これは街づくりの問題だと思いますけれども、そういう意味で長期的な視点で、何といったって世界に冠たる通産省でありますから、その街づくりの中はどうしていくかというふうにぜひ取り組んでいただきたいと心からお願い申し上げます。

そこで、時間が来て本当に申しわけないので、一点だけ最後に御質問して終わりたいと思うのです。

輸入品専門売場の設置に関する特例法について、実は私は、今回それなりの意味を込めてこの法律が出されているわけありますが、こういう形で例えば十平米以内は届け出なしで実施可能だよというようなやり方は、これは逆差別なんじゃないのかな、こう思うのですね。結論的に言えば、例えばアメリカはいろいろ訴えるというようなことはありますけれども、ではアメリカはそんなことを本当に期待しているんだろうかというふうなことを思うのですよ。これは何といったって、ちゃんととした自由貿易のシステムをアメリカとして日本も協力してくれよ、基本的にはそういう意味だと私は思うのですが、そういう意味でちょっとこれはやり過ぎなんじゃないかなという気がするのですが、それについての御意見を聞いて、終わりました。

○伊藤(英)委員 どうもありがとうございました。

○奥田委員長 次回は、来る十七日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

○中尾國務大臣 この間、伊藤委員も御案内とのことでございましたが、これはやはり過ぎなんじゃないかなという気があります。それで、その意見を賜りたいと思うわけでございまして、その意見を聞いて、終わりました。

○奥田委員長 次回は、来る十七日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

○伊藤(英)委員 第十五条の五 地方公共団体は、小売業を営むた

めの店舗について、その規模が周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれ

があるものとして当該店舗における小売業の事

業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合に

おいては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

○伊藤(英)委員 第十五条の四の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の施策)

第七条第一項中「及び消費者又はその団体、小

売業者又はその団体その他のもので」を「通商産

業省令で定めるところにより選定した消費者又は

本人に相当はけるだらうなど思うものもございま

す。こういうようなものももとと研究する余地は

ありますかと思ひます。かといって、逆差別までし

て輸入促進を図ることを米国は期待して

いるのか、こう思ひますから、その街づくりの

中でどうしていくかというふうにぜひ取り組ん

でいただきたいと心からお願ひ申し上げます。

そこで、時間が来て本当に申しわけないので、

一点だけ最後に御質問して終わりたいと思ひます。

○伊藤(英)委員 が、一点だけ最後に御質問して終わりたいと思うのです。

○伊藤(英)委員 そこで、時間が来て本当に申しわけないので、

一点だけ最後に御質問して終わりたいと思ひます。

○伊藤(英)委員 が、一点だけ最後に御質問して終わりたいと思うのです。

つて、その建物内の店舗面積の合計が新法第三条第一項に規定する種別面積未満であるもの（以下「新第一種大規模小売店舗」という。）の所在地を管轄する都道府県知事は、当該新第二種大規模小売店舗につき同第二項の規定の例により公示をしなければならない。

2 前項の公示があったときは、その公示がされた日に、当該新第一種大規模小売店舗につきその公示前にされた調整の公示は、その効力を失う。

3 この法律の施行の際新第一種大規模小売店舗を設置している者は、当該新第一種大規模小売店舗に掲げられた店舗の表示を除去するとともに、新法第三条第一項の例により新たに表示を掲げなければならない。ただし、当該新第一種大規模小売店舗を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げることができ。

第四条 この法律の施行の日前にされた新第一種大規模小売店舗における小売業に係る旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出に關する新法第七条第一項及び第八条第一項（これららの規定を新法第九条第四項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第一項の規定の適用については、当該新第一種大規模小売店舗につき前条第一項の公示がされていないものとみなす。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 理由

最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、消費者の利益の一層の保護に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るために、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整を行って、通商産業大臣又は都道府県知事からそ

意見を聽かれた審議会が消費者等から広く意見を聴くこととともに、地方公共団体が行う施策について法律の趣旨を尊重するものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

意見を聽かれた審議会が消費者等から広く意見を聴くこととともに、地方公共団体が行う施策について法律の趣旨を尊重するものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

#### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 輸入品専門売場に関する特例等(第三章)
- 第三章 雑則(第十二条・第十五条)
- 第四章 罰則(第十六条・第十九条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (趣旨)

第一条 この法律は、大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業を営もうとする者の事業活動の調整に関し、当分の間、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号。以下「法」という。）の特例を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この法律において「輸入品専門売場」とは、大規模小売店舗における店舗の全部又は一部であつて、専ら輸入品（外国を原産地とする物品として政令で定めるものをいう。）を販売するため設置されるものであることその他の政令で定める要件に適合するもの（法第五条第一項若しくは第二項又は第六条第二項の規定による届出に係る輸入品を除く。）をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」、「第一種大規模小売店舗」、「第二種大規模小売店舗」又は「種別変更の届出」とは、それぞれ法に規定する大規模小売店舗、開店日又は種別変更の届出をいう。

3 第三条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定による届出に準用する。

（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例）

第二章 輸入品専門売場に関する特例等

第三条 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業（飲食業及び物品加工修理業を除く。以下同じ。）を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗ごとに、輸入品専門売場の開店日まで、次の事項を当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき法第三条第二項若しくは第三項又は第三条の二第三項の公示（以下「大規模小売店舗の公示」という。）をした通商産業大臣又は都道府県知事（以下単に「通商産業大臣又は都道府県知事」という。）に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の所在地

三 輸入品専門売場の開店日

四 輸入品専門売場の店舗面積（小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）

2 前項の場合において、同項の規定による届出に係る輸入品専門売場が設置されることによりその大規模小売店舗内の輸入品専門売場の店舗面積の合計が千平方メートルを超えることとなるときは、届け出ることができない。

3 第二項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（届出）

第三条 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業（飲食業及び物品加工修理業を除く。以下同じ。）を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗ごとに、輸入品専門売場の開店日まで、次の事項を当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき法第三条第二項若しくは第三項又は第三条の二第三項の公示（以下「大規模小売店舗の公示」という。）をした通商産業大臣又は都道府県知事（以下単に「通商産業大臣又は都道府県知事」という。）に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の所在地

三 輸入品専門売場の開店日

四 輸入品専門売場の店舗面積（小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）

2 前項の場合において、同項の規定による届出に係る輸入品専門売場が設置されることによりその大規模小売店舗内の輸入品専門売場の店舗面積の合計が千平方メートルを超えることとなるときは、届け出ることができない。

3 第二項の規定による届出には、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（改善命令）

第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者のその届出に係る輸入品専門売場が第二条第一項の規定に基づく政令で定める要件に適合しなくなったと認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期間を定めてその届出に係る店舗をその要件に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（改善命令）

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期間を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

（営業の停止）

第八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その大規模小売店舗の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業者が次の各号の一に該当するときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売



- 二、特定商業集積の整備に関する基本的な事項  
　　商業施設に関する事項

三、特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的な事項

四、その他特定商業集積の整備に関する重要な事項

第五条 市町村は、基本指針に基づき、特定商業集積の整備に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

第六条 市町村は、基本指針に基づき、特定商業集積の整備に関する基本的な方針

一、当該市町村における特定商業集積に係る商業の振興に関する基本的な方針

二、特定商業集積の整備の目標

三、特定商業集積の位置、規模及び機能に関する基本的な事項

四、特定商業集積を構成する商業基盤施設及び商業施設の運営に関する基本的な事項

五、前号の施設の設置の事業を行ふ者に関する事項

六、特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的な事項

七、市町村が行う特定商業集積の円滑な整備を図るために措置その他の特定商業集積の整備に関する必要な措置に関する事項

八、基本構想は、都市計画との調和が保たれ、か

つ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即したものでなければ

市町村は、基本構想を作成しようとするとき  
はならない。

は第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、当該市町村の区域をその地区とする

商工会議所又は商工会の意見を聽かなければならない。

（三）基本構想に基づく特定商業集積を構成する施設を設置する事業に関する計画について次に掲げる

る論点を述べ、之とする者が存する場合においては、市町村は、基本構想を作成しようとするときは、第二項第二号から第五号まで、二擧する。

事項について、当該認定を受けようとする者の意見を聽くものとする。

一 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第四条第一項から第三項まで及び第

## 二 民間事業者の能力の活用による特定施設の六項の認定

整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一  
年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」と

いう。) 第二条第一項第十三号に掲げる特定施設に係る司法第四条第一項の認定

都道府県知事は、基本構想が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認を

するものとする。

するものであること。

の土地利用の動向等からみて、顧客その他の地域住民の利便及び都市機能の増進を図る上

で適切なものであること。

村の財政の健全性の確保にとって適切なものであること。

四 その他基本指針に照らして適切なものであること。

都道府県知事は、前項の規定による承認を行つたときは、通商産業大臣、建設大臣及び自治

大臣に対して、速やかに、その旨を通知しなければならない。

9 市町村は、基本構想が第六項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本構想の変更）

第六条 市町村は、前条第六項の規定による承認を受けた基本構想の変更（通商産業省令、建設省令、自治省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の承認を受けるなければならない。

2 前条第三項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。

（中小小売商業振興法等に係る認定の申請）

第七条 第五条第六項の規定による承認を受けた基本構想（前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、変更後のもの。以下「承認基本構想」という。）に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に関する計画について第五条第五項各号に掲げる認定を申請する場合は、当該計画は、承認基本構想に従った内容のものでなければならぬ。

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）又は同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証（同法第三条第一項又は第三条による認定を受けた商店街整備等支援計画による第一項に規定する債務の保証で、中小小売商業振興法第四条第六項の特定会社又は同法第五条の四の公益法人が同法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づき承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に必要な資金（以下「特定商業集積整備事業資金」という。）に係るもの）を

いう。以下同じ。)を受けた者に係るものについての中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用について、同法第三条第一項中「一億二千万円」とあるのは「二億四千万円(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第八条第一項に規定する特定商業集積整備事業資金(以下単に「特定商業集積整備事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億二千万円)」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「五千五百円」とあるのは「三千万円(特定商業集積整備事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、五千五百円)」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十五」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

(産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務)

第九条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、特定施設整備法第四十条第一項に規定する業務のほか、特定商業集積の整備を促進するため、次の業務を行ふ。

一 承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業を行う者(その施設の全部又は一部が特定施設整備法第一条第一項第十三号に掲げる特定施設である施設を設置







第四条第一項中「同号に定める事業について」の下に、「第四号に掲げる会社は同号に定める事業について」を加え、「店舗共同化計画」を「共同店舗等整備計画」に改め、同項第一号中「共同店舗」の下に「又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第八項において「共同店舗等」という。）」を加え、同項第二号中「店舗」の下に「又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店铺の設備（次号において「店舗等」という。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 他の中小売商業者と併合をしようし、又は他の中小売商業者とともに資本の額若しくは出資の大部を出資して会社を設立しようとする中小売商業者 次に掲げる事業

イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店铺等の設置の事業

ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

四 第四条第二項に次の一号を加える。  
二 以上の中大小売商業者が資本の額又は出資の大部を出資している会社 及び当該会社に出資して、当該会社に電子計算機を利用して、当該会社に出资して、当該会社に連合会（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中大小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他）の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けたこと、第一号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第一号に掲げる組合等又は中大小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中大小売商業者と共同して同号に定める事業について、第三号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けること

ができる。

一 組合等 電子計算機を利用して、中大小売商業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

二 他の組合等又は中大小売商業者とともに資本の額又は出資の大部を出資して会社を設立しようとする組合等又は中大小売商業者電子計算機を利用して、当該会社に出资しようとする組合員若しくは所属員又は中大小売商業者では設備の設置の事業

三 二以上の組合等又は中大小売商業者が資本の額又は出資の大部を出資している会社電子計算機を利用して、当該会社に出资して、当該会社に連合会（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中大小売商業者である組合員若しくは所属員又は中大小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

四 第四条第一項の次に次の二項を加える。

二 事業協同組合・事業協同小組合又は協同組合連合会（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中大小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他）の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

五 第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

四 第四条第二項に次の二号を加える。

二 以上の中大小売商業者が資本の額又は出資の大部を出資している会社 及び当該会社に出資して、当該会社に電子計算機を利用して、当該会社に出资して、当該会社に連合会（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中大小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他）の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

六 第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

四 第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

二 以上の中大小売商業者が資本の額又は出資の大部を出資している会社 及び当該会社に出資して、当該会社に電子計算機を利用して、当該会社に出资して、当該会社に連合会（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中大小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他）の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

七 第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

四 第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

二 以上の中大小売商業者が資本の額又は出資の大部を出資している会社 及び当該会社に出資して、当該会社に電子計算機を利用して、当該会社に出资して、当該会社に連合会（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中大小売商業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るために、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他）の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

八 第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

二 普通保険の保険関係であつて、中大小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用について、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

三 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中大小売商業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年賃付金であつて、認定計画に基づき設置される

設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（中小企業信用保険法の特例）

第五条の三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中大小売商業関連保険（以下「加盟者」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と密接に連絡するものを含む。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定に定めた中間表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	額が保険金額の合計	中大小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中大小売商業関連保証（以下「中大小売商業関連保証」という。）に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とそれぞれ
第三条の二第二項、第三条の三第一項	額が保険金額の合計	中大小売商業関連保証（以下「中大小売商業関連保証」といふ。）に係る保険関係の保険金額の合計額とそれぞれ
第三条の二第二項、第三条の三第一項	当該債務者	中大小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

二 普通保険の保険関係であつて、中大小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用について、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

三 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中大小売商業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年賃付金であつて、認定計画に基づき設置される

において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第六条第一号中「認定を受けた」の次に「商店街振興組合等若しくは同条第二項の規定による認定を受けた」を加え、「第一条各号」を「第二条第一項第二号から第五号まで」に改め、同条第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「同項第三号」を同項第三号イに改め、同条第三号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に、「受けた者」を「受けた組合等」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第四条第五項の規定による認定を受けた者第五条第六項の規定による認定に係る同項に規定する特定会社又は同項の規定による認定を受けた公益法人

第十一条中「当該連鎖化事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)」を「加盟者」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第十三条第一項中「第六条第一号又は第二号に掲げる者」を「第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者」に、「認定計画に基づく高度化事業」を「当該事業」に改め、同条第二項中「第六条第三号に掲げる者」を「第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者」に、「認定計画に基づく高度化事業」を「当該事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

(主務大臣) 第十四条この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四条第四項に規定する電子計算機利用経営管理計画に関する事項については、通商産業大臣及び同項各号に定める事業により経営管理を合理化する中小売商業者が販売する

主たる商品の流通を所管する大臣

二 第四条第五項に規定する連鎖化事業計画に関する事項及び特定連鎖化事業に関する事項については、通商産業大臣及び連鎖化事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣

第十五条中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改める。

第十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。(施行期日)附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の中小売商業振興法(以下「旧法」という)第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に関する計画の変更の認定及び取消し並びに旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に関する認定を受けた計画に対する報告の徴収については、なお從前の例による。

二 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備についての貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

3 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業振興法第二条に「第四条第四項第一号」を「第四条第七項第一号」に改め、同条第八項第二号中「中小売商業振興法第二条」を「中小売商業振興法第二条第一項」に、「第四条第四項第一号」を「第四条第七項第一号」に改め、同条第八項第二号中「中小売商業振興法第二条」を「中小売商業振興法第二条第一項」に改める。

附則第三十二条の三第十一項中「第十項」を

「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 指定都市等は、事業所用家屋で中小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた同項の商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち公衆の利便を図るために必要なものとして政令で定めるものに係るもの的新築又は増築で同項に規定する特定会社又は公

益法人で政令で定める者(次条第七項及び第十五項において「特定会社等」という。)が建築された同項の商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち公衆の利便を図るために必要なものとして政令で定めるものに係るものに係る新增設事業所床面積の課税による報告の徴収に係るこの法律の施行後にしては、當該新築又は増築が平成八年三月三十一日までに行われたとき限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することがない。

行為に対する罰則の適用については、なお從前例による。ただし、旧法の規定中「三万円」とあるのは、「十万円」とする。

第五百八十六条第一項第一号中「租税特別措置法第十一条第一項の表の第六号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる法人」を「商店街振興組合その他の政令で定める者」に、「から第三項まで」を「から第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第一項第一号中「租税特別措置法第十一条第一項の表の第六号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる法人」を「商店街振興組合その他の政令で定める者」に、「から第三項まで」を「から第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の三の二中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 事業所用家屋で前条第十一項に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち共同店舗その他中小売商業振興法第二条第二項に規定する中小売商業者その他の政令で定める者の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係るもの的新築又は増築で特定会社等が建築主であるものに対して課する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積(第七百一条の三十二条第二項に規定する事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成八年三月三十一日までに行われたとき限り、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十二条第二項に規定する事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第十一項中「第八項」に「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を第十二項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

11 指定都市等は、事業所用家屋で中小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた同項の商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち公衆の利便を図るために必要なものとして政令で定めるものに係るものに係る新增設事業所床面積の算定については、當該新築又は増築が平成八年三月三十一日までに行われたとき限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課すことがない。

二 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

三 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

四 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

五 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

六 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

七 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

八 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

九 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十一 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十二 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十三 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十四 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十五 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十六 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十七 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。

十八 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備による認定を受けた計画に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお從前の例による。



「第十四条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、同条第一項中「通商産業大臣又は」及び「、同項の規定による届出の場合の区分に応じ」を削る。

第十四条の二を削る。

第十四条の三中「であつて、通商産業大臣にするもの」を削り、「第一種大規模小売店舗の所在地を管轄する都道府県知事」を「大規模小売店舗が所在する市町村の長」に改め、第三章中同条を第十四条の二とする。

第十五条の見出し中「市町村長及び」を削り、同条中「開店日等の届出(当該都道府県知事を経由して通商産業大臣にされるものを含む)」を「第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出」に、「が所在する市町村の長及びその所在地」を「の所在地」に改める。

第十五条の二を削り、第十五条の三を第十五条の二とする。

第十五条の四第一項中「第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、「条例で」を削り、「設置することができる」を「置く」に改め、同条を第十五条の二とする。

第十六条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「第一種大規模小売店舗若しくは第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改める。

第十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」、「又是決定」及び「又は異議申立て人」を削り、同条第三項中「又は異議申立て人」を削る。

(経過措置)  
附則  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律の施行の際この法律による改正

前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第二

条第二項に規定する大規模小売店舗であつて、その建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートル以下であるもの(以下「旧大規模小売店舗」という。)

という。)につき旧法の規定により調整の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事は、通商産業省令で定めるところにより、その調整の公示がその効力を失う旨の公示をしなければならない。

2 この法律の施行の際旧大規模小売店舗を設置している者は、当該旧大規模小売店舗に掲げられた旧法の規定による店舗の表示を除去しなければならない。

第三条 この法律の施行の際旧法第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗であるもの(旧大規模小売店舗であるものを除く。)の所在地を管轄する都道府県知事は、当該大規模小売店舗につきこの法律による改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「新法」という。)第三条第二項の規定の例により公示をしなければならない。

2 前項の公示があつたときは、その公示がされた日に、当該大規模小売店舗につきその公示前にされた旧法の規定による調整の公示は、その效力を失う。

第四条 この法律の施行の際旧法第二条第二項に規定する大規模小売店舗であるもの(旧大規模小売店舗であるものを除く。)に掲げられている旧法の規定による店舗の表示は、新法第三条第二項の規定による表示とみなす。

第五条 施行日前にされた附則第三条第一項に規定する大規模小売店舗における小売業に係る旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### (割賦販売法の一部改正)

第八条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のよう改正する。

第十五条第三項中「第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗」を「第二条第二項に規定する大規模小売店舗」に改める。

#### 理由

最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、消費者の利益の一層の保護に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るために、大規模小売店舗となる建物の面積要件を変更し、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整権限を都道府県知事に一元化するとともに、その調整に当たっては、都道府県大規模小売店舗審議会は関係市町村長の意見を聽かなければならないものとし、都道府県知事は特定商業集積整備基本計画の達成について配慮しなければならないものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場





平成三年四月二十四日印刷

平成三年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C